

報道関係者 各位

平成 30 年 10 月 22 日

【照会先】

職業安定局 雇用開発部 障害者雇用対策課
課 長 松下 和生
主任障害者雇用専門官 松浦 大造
課 長 補 佐 渡部 愛
(電話)03(5253)1111(内線 5857)

※平成 30 年 12 月 25 日、一部の数値を補正

都道府県の機関、市町村の機関、都道府県等の教育委員会及び 独立行政法人等における平成 29 年 6 月 1 日現在の障害者の任免 状況等の再点検結果について

I. 概要

(都道府県の機関、市町村の機関、都道府県等の教育委員会)

- 都道府県の機関、市町村の機関、都道府県等の教育委員会は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 40 条に基づき、毎年、障害者である職員の任免に関する状況を、障害者任免状況通報書により厚生労働大臣に対して通報しなければならないこととされています。
- この通報に基づいて集計された、平成 29 年 6 月 1 日現在の障害者である職員の任免に関する状況については、民間企業における障害者の雇用の状況と併せ、「平成 29 年 障害者雇用状況の集計結果」として、平成 29 年 12 月 12 日に公表していたところです。この度、都道府県の機関、市町村の機関、都道府県等の教育委員会において、通報内容の再点検を行い、各機関から改めて数値が通報されたことから、これを公表します。
- 再点検の結果、地方公共団体全体における障害者数は、49,689.0 人から 3,541.0 人減少して 46,148.0 人と、実雇用率は 2.40%から 2.16%と、不足数は 677.0 人から 4,734.0 人となりました。その内訳は、次のとおりです。
 - (1) 都道府県の機関の障害者数は 8,633.0 人から 681.5 人減少して 7,951.5 人と、実雇用率は 2.65%から 2.36%と、不足数 5.0 人から 647.5 人となりました。
 - (2) 市町村の機関の障害者数は 26,412.0 人から 553.0 人減少して 25,859.0 人と、実雇用率は 2.44%から 2.29%と、不足数は 439.5 人から 1,586.0 人となりました。
 - (3) 都道府県等の教育委員会の障害者数は 14,644.0 人から 2,306.5 人減少して 12,337.5 人と、実雇用率は 2.22%から 1.85%と、不足数は 232.5 人から 2,500.5 人となりました。

(独立行政法人等)

- 独立行政法人等は、法第 43 条に基づき、毎年、障害者である労働者の雇用に関する状況を、障害者雇用状況報告書により厚生労働大臣に対して報告しなければならないこととされています。
- この報告に基づいて集計された、平成 29 年 6 月 1 日現在の障害者の雇用の状況についても、「平成 29 年 障害者雇用状況の集計結果」の中で、平成 29 年 12 月 12 日に公表していたところです。この度、独立行政法人等において、報告内容の再点検を行い、各法人から改めて数値が報告されたことから、これを公表します。
- 再点検の結果、独立行政法人等の障害者数は 10,276.5 人から 51.5 人減少して 10,225.0 人と、実雇用率は 2.40%から 2.38%と、不足数は 297.0 人から 334.5 人となりました。

Ⅱ. 総括表

○ 全国の地方公共団体及び独立行政法人等における再点検に基づき通報された数値に基づく集計結果は以下のとおりです。

平成 29 年 6 月 1 日時点 地方公共団体及び独立行政法人等の集計値（再点検後）

1 地方公共団体における在職状況

(1) 都道府県の機関(法定雇用率 2.3%) () 内は再点検前の数値

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
計	336,880.0 人 (325,174.0 人)	7,951.5 人 (8,633.0 人)	2.36% (2.65%)	108 / 158 (152 / 156)	68.4% (97.4%)	647.5 人 (5.0 人)
都道府県 知事部局	263,256.5 人 (256,269.5 人)	6,358.5 人 (6,880.0 人)	2.42% (2.68%)	28 / 47 (47 / 47)	59.6% (100.0%)	422.0 人 (0.0 人)
その他の都 道府県機関	73,623.5 人 (68,904.5 人)	1,593.0 人 (1,753.0 人)	2.16% (2.54%)	80 / 111 (105 / 109)	72.1% (96.3%)	225.5 人 (5.0 人)

(2) 市町村の機関(法定雇用率 2.3%) () 内は再点検前の数値

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
市町村の 機関(*1)	1,130,049.5 人 (1,084,190.0 人)	25,859.0 人 (26,412.0 人)	2.29% (2.44%)	1,838 / 2,367 (2,046 / 2,319)	77.7% (88.2%)	1,586.0 人 (439.5 人)

(*1) 市町村の機関は下記(3)の市町村教育委員会以外の市町村教育委員会を含む。

(3) 都道府県等の教育委員会(法定雇用率 2.2%) () 内は再点検前の数値

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
計	668,289.5 人 (659,739.0 人)	12,337.5 人 (14,644.0 人)	1.85% (2.22%)	66 / 115 (103 / 122)	57.4% (84.4%)	2,500.5 人 (232.5 人)
都道府県 教育委員会	580,328.5 人 (572,787.5 人)	10,564.5 人 (12,782.0 人)	1.82% (2.23%)	15 / 47 (37 / 47)	31.9% (78.7%)	2,291.5 人 (120.0 人)
市町村教育 委員会(*2)	87,961.0 人 (86,951.5 人)	1,773.0 人 (1,862.0 人)	2.02% (2.14%)	51 / 68 (66 / 75)	75.0% (88.0%)	209.0 人 (112.5 人)

(*2) 市町村教育委員会のうち、中学校、高等学校及び中等职业学校に置かれる教諭、助教諭又は講師の任命権者であるもの。

2 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率 2.3%) () 内は再点検前の数値

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
計	429,408.5 人 (427,826.5 人)	10,225.0 人 (10,276.5 人)	2.38% (2.40%)	258 / 337 (264 / 337)	76.6% (78.3%)	334.5 人 (297.0 人)
独立行政 法人等(*3)	355,263.0 人 (353,739.0 人)	8,626.0 人 (8,663.0 人)	2.43% (2.45%)	143 / 180 (147 / 180)	79.4% (81.7%)	158.0 人 (129.5 人)
地方独立行政 法人等(*3)	74,145.5 人 (74,087.5 人)	1,599.0 人 (1,613.5 人)	2.16% (2.18%)	115 / 157 (117 / 157)	73.2% (74.5%)	176.5 人 (167.5 人)

(*3) 「独立行政法人等」は障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を、「地方独立行政法人等」は同令別表第2の第9号及び第10号の法人を指す。

注 1 各表②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注 2 各表④欄の「機関数」の再点検後における増減は、再点検の結果により障害者の雇用義務があることが判明したこと等(参考:6ページ、注1及び注2)によるものである。

Ⅲ. H29. 6. 1 現在の障害者任免状況通報に係る再点検結果（点検前後の概要）

1 都道府県知事部局〔再点検前 ⇒ 再点検後〕

実雇用率 2.68%⇒2.42% 雇用障害者数 6,880.0人⇒6,358.5人

	実雇用率の増減(%)	障害者数の増減(人)	不足数の増減(人)
計	2.68 ⇒ 2.42	6,880.0 ⇒ 6,358.5 (-521.5)	0.0 ⇒ 422.0
北海道	2.70 ⇒ 2.70	331.0 ⇒ 331.0 —	0.0 ⇒ 0.0
青森県	2.40 ⇒ 2.21	90.0 ⇒ 88.0 (-2.0)	0.0 ⇒ 3.0
岩手県	2.48 ⇒ 2.48	107.0 ⇒ 107.0 —	0.0 ⇒ 0.0
宮城県	2.84 ⇒ 2.74	155.0 ⇒ 149.5 (-5.5)	0.0 ⇒ 0.0
秋田県	2.55 ⇒ 2.34	91.0 ⇒ 83.5 (-7.5)	0.0 ⇒ 0.0
山形県	2.51 ⇒ 1.17	143.0 ⇒ 67.0 (-76.0)	0.0 ⇒ 64.0
福島県	2.49 ⇒ 1.76	144.0 ⇒ 105.0 (-39.0)	0.0 ⇒ 31.0
茨城県	2.46 ⇒ 1.81	132.0 ⇒ 97.0 (-35.0)	0.0 ⇒ 26.0
栃木県	2.55 ⇒ 2.55	121.0 ⇒ 122.0 (+1.0)	0.0 ⇒ 0.0
群馬県	2.73 ⇒ 1.94	126.0 ⇒ 89.5 (-36.5)	0.0 ⇒ 16.5
埼玉県	2.70 ⇒ 2.70	194.0 ⇒ 194.0 —	0.0 ⇒ 0.0
千葉県	2.54 ⇒ 2.37	199.0 ⇒ 186.0 (-13.0)	0.0 ⇒ 0.0
東京都	2.73 ⇒ 2.73	712.0 ⇒ 712.0 —	0.0 ⇒ 0.0
神奈川県	3.22 ⇒ 3.06	239.5 ⇒ 227.5 (-12.0)	0.0 ⇒ 0.0
新潟県	2.76 ⇒ 2.76	172.0 ⇒ 172.0 —	0.0 ⇒ 0.0
富山県	2.44 ⇒ 1.82	89.0 ⇒ 79.5 (-9.5)	0.0 ⇒ 20.5
石川県	2.41 ⇒ 1.37	106.0 ⇒ 68.0 (-38.0)	0.0 ⇒ 46.0
福井県	2.39 ⇒ 2.39	91.5 ⇒ 91.5 —	0.0 ⇒ 0.0
山梨県	2.39 ⇒ 1.89	82.0 ⇒ 65.0 (-17.0)	0.0 ⇒ 14.0
長野県	2.63 ⇒ 2.19	133.0 ⇒ 128.5 (-4.5)	0.0 ⇒ 5.5
岐阜県	2.50 ⇒ 2.50	125.5 ⇒ 125.5 —	0.0 ⇒ 0.0
静岡県	2.61 ⇒ 2.15	155.5 ⇒ 131.0 (-24.5)	0.0 ⇒ 8.0
愛知県	2.68 ⇒ 2.68	244.5 ⇒ 244.5 —	0.0 ⇒ 0.0
三重県	2.65 ⇒ 2.65	138.5 ⇒ 138.5 —	0.0 ⇒ 0.0
滋賀県	2.54 ⇒ 2.45	92.0 ⇒ 89.0 (-3.0)	0.0 ⇒ 0.0
京都府	2.71 ⇒ 2.71	106.0 ⇒ 106.0 —	0.0 ⇒ 0.0
大阪府	3.59 ⇒ 3.59	288.5 ⇒ 288.5 —	0.0 ⇒ 0.0
兵庫県	2.66 ⇒ 2.38	167.5 ⇒ 173.0 (+5.5)	0.0 ⇒ 0.0
奈良県	2.67 ⇒ 2.54	93.0 ⇒ 89.5 (-3.5)	0.0 ⇒ 0.0
和歌山県	2.30 ⇒ 1.91	93.0 ⇒ 77.0 (-16.0)	0.0 ⇒ 15.0
鳥取県	3.17 ⇒ 3.17	102.0 ⇒ 102.0 —	0.0 ⇒ 0.0
島根県	2.41 ⇒ 1.45	94.0 ⇒ 56.5 (-37.5)	0.0 ⇒ 32.5
岡山県	2.64 ⇒ 2.37	103.0 ⇒ 98.0 (-5.0)	0.0 ⇒ 0.0
広島県	2.40 ⇒ 2.39	140.5 ⇒ 139.5 (-1.0)	0.0 ⇒ 0.0
山口県	2.94 ⇒ 2.94	112.0 ⇒ 112.0 —	0.0 ⇒ 0.0
徳島県	2.67 ⇒ 2.67	77.0 ⇒ 77.0 —	0.0 ⇒ 0.0
香川県	2.48 ⇒ 2.22	95.0 ⇒ 104.0 (+9.0)	0.0 ⇒ 3.0
愛媛県	2.40 ⇒ 1.04	99.0 ⇒ 45.0 (-54.0)	0.0 ⇒ 54.0
高知県	2.89 ⇒ 2.04	103.5 ⇒ 73.0 (-30.5)	0.0 ⇒ 9.0
福岡県	3.55 ⇒ 3.55	269.5 ⇒ 269.5 —	0.0 ⇒ 0.0
佐賀県	2.37 ⇒ 2.41	74.5 ⇒ 78.0 (+3.5)	0.0 ⇒ 0.0
長崎県	2.49 ⇒ 1.84	99.0 ⇒ 76.5 (-22.5)	0.0 ⇒ 18.5
熊本県	2.58 ⇒ 2.09	115.5 ⇒ 93.5 (-22.0)	0.0 ⇒ 8.5
大分県	2.79 ⇒ 2.84	107.5 ⇒ 109.5 (+2.0)	0.0 ⇒ 0.0
宮崎県	2.72 ⇒ 2.66	109.0 ⇒ 106.5 (-2.5)	0.0 ⇒ 0.0
鹿児島県	2.33 ⇒ 1.79	108.5 ⇒ 90.5 (-18.0)	0.0 ⇒ 25.5
沖縄県	2.68 ⇒ 1.88	108.5 ⇒ 101.5 (-7.0)	0.0 ⇒ 21.5

2 その他の都道府県機関 [再点検前 ⇒ 再点検後]

実雇用率 2.54%⇒2.16% 雇用障害者数 1,753.0人⇒1,593.0人

	実雇用率の増減(%)	障害者数の増減(人)			不足数の増減(人)
計	2.54 ⇒ 2.16	1,753.0 ⇒	1,593.0	(-160.0)	5.0 ⇒ 225.5
北海道企業局	2.17 ⇒ 2.17	2.0 ⇒	2.0	—	0.0 ⇒ 0.0
北海道道立病院局(注1)	— ⇒ 1.04	— ⇒	5.0	—	— ⇒ 6.0
北海道議会事務局	2.82 ⇒ 2.82	2.0 ⇒	2.0	—	0.0 ⇒ 0.0
北海道監査委員事務局	4.04 ⇒ 4.04	2.0 ⇒	2.0	—	0.0 ⇒ 0.0
北海道警察本部	2.60 ⇒ 2.50	37.0 ⇒	35.5	(-1.5)	0.0 ⇒ 0.0
青森県病院局	2.55 ⇒ 2.55	18.0 ⇒	18.0	—	0.0 ⇒ 0.0
青森県警察本部	3.02 ⇒ 1.29	11.0 ⇒	5.0	(-6.0)	0.0 ⇒ 3.0
岩手県企業局	3.66 ⇒ 3.66	3.0 ⇒	3.0	—	0.0 ⇒ 0.0
岩手県医療局	2.34 ⇒ 2.34	73.0 ⇒	73.0	—	0.0 ⇒ 0.0
岩手県警察本部	2.03 ⇒ 2.03	8.0 ⇒	8.0	—	1.0 ⇒ 1.0
宮城県企業局	1.37 ⇒ 1.37	1.0 ⇒	1.0	—	0.0 ⇒ 0.0
宮城県議会事務局	4.35 ⇒ 4.35	2.0 ⇒	2.0	—	0.0 ⇒ 0.0
宮城県警察本部	2.60 ⇒ 2.75	16.0 ⇒	17.5	(+1.5)	0.0 ⇒ 0.0
秋田県警察本部	2.67 ⇒ 1.07	10.0 ⇒	4.0	(-6.0)	0.0 ⇒ 4.0
山形県警察本部	2.18 ⇒ 2.18	9.0 ⇒	9.0	—	0.0 ⇒ 0.0
福島県病院局	3.16 ⇒ 3.16	6.0 ⇒	6.0	—	0.0 ⇒ 0.0
福島県警察本部	2.32 ⇒ 2.32	14.0 ⇒	14.0	—	0.0 ⇒ 0.0
茨城県企業局	2.55 ⇒ 2.55	5.0 ⇒	5.0	—	0.0 ⇒ 0.0
茨城県病院局	2.32 ⇒ 1.33	14.0 ⇒	8.0	(-6.0)	0.0 ⇒ 5.0
茨城県警察本部	2.30 ⇒ 2.30	14.5 ⇒	14.5	—	0.0 ⇒ 0.0
栃木県警察本部	2.85 ⇒ 2.85	14.5 ⇒	14.5	—	0.0 ⇒ 0.0
群馬県企業局	2.26 ⇒ 0.81	7.0 ⇒	2.5	(-4.5)	0.0 ⇒ 4.5
群馬県病院局	2.31 ⇒ 2.31	12.5 ⇒	12.5	—	0.0 ⇒ 0.0
群馬県警察本部	2.38 ⇒ 2.38	12.5 ⇒	12.5	—	0.0 ⇒ 0.0
埼玉県企業局	2.40 ⇒ 2.40	10.0 ⇒	10.0	—	0.0 ⇒ 0.0
埼玉県病院局	2.35 ⇒ 2.35	30.0 ⇒	30.0	—	0.0 ⇒ 0.0
埼玉県下水道局	3.76 ⇒ 3.76	4.0 ⇒	4.0	—	0.0 ⇒ 0.0
埼玉県議会事務局	3.01 ⇒ 3.01	2.0 ⇒	2.0	—	0.0 ⇒ 0.0
埼玉県警察本部	2.41 ⇒ 2.30	33.5 ⇒	32.0	(-1.5)	0.0 ⇒ 0.0
千葉県企業土地管理局	2.73 ⇒ 2.73	4.0 ⇒	4.0	—	0.0 ⇒ 0.0
千葉県病院局	2.27 ⇒ 2.11	28.0 ⇒	26.0	(-2.0)	0.0 ⇒ 2.0
千葉県水道局	2.83 ⇒ 2.44	29.0 ⇒	25.0	(-4.0)	0.0 ⇒ 0.0
北千葉広域水道企業団	3.33 ⇒ 3.33	3.0 ⇒	3.0	—	0.0 ⇒ 0.0
君津広域水道企業団	1.49 ⇒ 1.43	1.0 ⇒	1.0	—	0.0 ⇒ 0.0
千葉県警察本部	2.27 ⇒ 1.94	34.0 ⇒	29.0	(-5.0)	0.0 ⇒ 5.0
東京都議会議会局	3.16 ⇒ 3.16	5.0 ⇒	5.0	—	0.0 ⇒ 0.0
東京都人事委員会	4.88 ⇒ 4.88	3.0 ⇒	3.0	—	0.0 ⇒ 0.0
東京都監査事務局	2.25 ⇒ 2.25	2.0 ⇒	2.0	—	0.0 ⇒ 0.0
東京都交通局	3.00 ⇒ 3.00	61.0 ⇒	61.0	—	0.0 ⇒ 0.0
東京都水道局	2.72 ⇒ 2.65	78.0 ⇒	76.0	(-2.0)	0.0 ⇒ 0.0
東京都下水道局	2.48 ⇒ 2.48	35.5 ⇒	35.5	—	0.0 ⇒ 0.0
警視庁	2.58 ⇒ 2.58	124.5 ⇒	124.5	—	0.0 ⇒ 0.0
東京消防庁	3.74 ⇒ 3.74	36.5 ⇒	36.5	—	0.0 ⇒ 0.0
神奈川県企業庁	2.69 ⇒ 2.69	26.0 ⇒	26.0	—	0.0 ⇒ 0.0
神奈川県議会議会局	2.53 ⇒ 2.53	2.0 ⇒	2.0	—	0.0 ⇒ 0.0
神奈川県警察本部	2.38 ⇒ 1.44	50.5 ⇒	30.5	(-20.0)	0.0 ⇒ 17.5
新潟県企業局	2.09 ⇒ 2.09	2.0 ⇒	2.0	—	0.0 ⇒ 0.0
新潟県病院局	2.35 ⇒ 2.35	53.0 ⇒	53.0	—	0.0 ⇒ 0.0

新潟県警察本部	2.56 ⇒ 2.56	16.0 ⇒ 16.0	—	0.0 ⇒ 0.0
富山県警察本部	2.49 ⇒ 1.72	10.0 ⇒ 7.0	(-3.0)	0.0 ⇒ 2.0
石川県警察本部	2.15 ⇒ 0.72	7.0 ⇒ 3.0	(-4.0)	0.0 ⇒ 6.0
福井県警察本部	2.29 ⇒ 0.49	8.0 ⇒ 2.0	(-6.0)	0.0 ⇒ 7.0
山梨県企業局	4.35 ⇒ 4.35	3.0 ⇒ 3.0	—	0.0 ⇒ 0.0
山梨県警察本部	2.72 ⇒ 2.72	10.0 ⇒ 10.0	—	0.0 ⇒ 0.0
長野県警察本部	2.80 ⇒ 2.10	12.0 ⇒ 13.5	(+1.5)	0.0 ⇒ 0.5
岐阜県警察本部	2.94 ⇒ 2.70	15.5 ⇒ 16.0	(+0.5)	0.0 ⇒ 0.0
静岡県がんセンター局	2.20 ⇒ 2.07	17.0 ⇒ 16.0	(-1.0)	0.0 ⇒ 1.0
静岡県警察本部	2.44 ⇒ 1.18	19.0 ⇒ 11.0	(-8.0)	0.0 ⇒ 10.0
愛知県企業庁	3.36 ⇒ 3.36	13.0 ⇒ 13.0	—	0.0 ⇒ 0.0
愛知県病院事業庁	2.39 ⇒ 2.39	24.5 ⇒ 24.5	—	0.0 ⇒ 0.0
名古屋港管理組合	2.45 ⇒ 2.45	8.0 ⇒ 8.0	—	0.0 ⇒ 0.0
愛知県議会事務局	1.52 ⇒ 1.52	1.0 ⇒ 1.0	—	0.0 ⇒ 0.0
愛知県警察本部	2.36 ⇒ 2.36	27.0 ⇒ 27.0	—	0.0 ⇒ 0.0
三重県企業庁	3.65 ⇒ 3.65	5.0 ⇒ 5.0	—	0.0 ⇒ 0.0
三重県病院事業庁	4.42 ⇒ 4.42	8.0 ⇒ 8.0	—	0.0 ⇒ 0.0
三重県警察本部	2.26 ⇒ 0.71	9.0 ⇒ 3.5	(-5.5)	0.0 ⇒ 7.5
滋賀県警察本部	2.74 ⇒ 2.74	9.0 ⇒ 9.0	—	0.0 ⇒ 0.0
京都府環境部	2.94 ⇒ 2.94	2.0 ⇒ 2.0	—	0.0 ⇒ 0.0
京都府警察本部	2.97 ⇒ 2.97	20.5 ⇒ 20.5	—	0.0 ⇒ 0.0
大阪府議会事務局	0.00 ⇒ 0.00	0.0 ⇒ 0.0	—	1.0 ⇒ 1.0
大阪府警察本部	2.35 ⇒ 1.10	56.5 ⇒ 26.5	(-30.0)	0.0 ⇒ 28.5
兵庫県企業庁	3.44 ⇒ 3.42	6.0 ⇒ 6.0	—	0.0 ⇒ 0.0
兵庫県病院局	2.31 ⇒ 1.70	57.0 ⇒ 64.5	(+7.5)	0.0 ⇒ 22.5
兵庫県警察本部	2.68 ⇒ 2.67	26.0 ⇒ 26.0	—	0.0 ⇒ 0.0
奈良県警察本部	2.81 ⇒ 2.81	9.0 ⇒ 9.0	—	0.0 ⇒ 0.0
南和広域医療企業団	2.45 ⇒ 2.45	7.0 ⇒ 7.0	—	0.0 ⇒ 0.0
和歌山県警察本部	2.42 ⇒ 0.97	10.0 ⇒ 4.0	(-6.0)	0.0 ⇒ 5.0
鳥取県病院局	2.39 ⇒ 2.39	15.0 ⇒ 15.0	—	0.0 ⇒ 0.0
鳥取県警察本部	2.60 ⇒ 2.60	8.0 ⇒ 8.0	—	0.0 ⇒ 0.0
島根県病院局	2.54 ⇒ 0.98	13.0 ⇒ 5.0	(-8.0)	0.0 ⇒ 6.0
島根県警察本部	2.16 ⇒ 2.16	7.5 ⇒ 7.5	—	0.0 ⇒ 0.0
岡山県警察本部	2.49 ⇒ 2.33	15.5 ⇒ 15.5	—	0.0 ⇒ 0.0
広島県警察本部	2.37 ⇒ 2.37	15.0 ⇒ 15.0	—	0.0 ⇒ 0.0
山口県警察本部	2.70 ⇒ 2.70	14.0 ⇒ 14.0	—	0.0 ⇒ 0.0
徳島県企業局	1.71 ⇒ 1.71	2.0 ⇒ 2.0	—	0.0 ⇒ 0.0
徳島県病院局	2.41 ⇒ 2.41	10.0 ⇒ 10.0	—	0.0 ⇒ 0.0
徳島県警察本部	2.45 ⇒ 2.85	9.0 ⇒ 10.5	(+1.5)	0.0 ⇒ 0.0
香川県警察本部	2.10 ⇒ 2.10	9.0 ⇒ 9.0	—	0.0 ⇒ 0.0
愛媛県公営企業管理局	2.51 ⇒ 1.02	24.0 ⇒ 15.0	(-9.0)	0.0 ⇒ 18.0
愛媛県警察本部	2.05 ⇒ 2.05	9.0 ⇒ 9.0	—	1.0 ⇒ 1.0
高知県公営企業局	2.28 ⇒ 1.27	9.0 ⇒ 5.0	(-4.0)	0.0 ⇒ 4.0
高知県警察本部	2.65 ⇒ 2.32	9.0 ⇒ 9.0	—	0.0 ⇒ 0.0
福岡県警察本部	2.57 ⇒ 2.57	27.5 ⇒ 27.5	—	0.0 ⇒ 0.0
佐賀県警察本部	2.30 ⇒ 2.30	7.5 ⇒ 7.5	—	0.0 ⇒ 0.0
長崎県交通局	1.27 ⇒ 1.27	3.0 ⇒ 3.0	—	2.0 ⇒ 2.0
長崎県病院企業団	2.53 ⇒ 2.53	33.0 ⇒ 33.0	—	0.0 ⇒ 0.0
長崎県警察本部	2.49 ⇒ 1.47	12.5 ⇒ 7.5	(-5.0)	0.0 ⇒ 3.5
熊本県企業局(注2)	— ⇒ 0.00	— ⇒ 0.0	—	— ⇒ 1.0
熊本県警察本部	2.42 ⇒ 3.16	12.0 ⇒ 16.0	(+4.0)	0.0 ⇒ 0.0
大分県企業局	1.61 ⇒ 1.61	1.0 ⇒ 1.0	—	0.0 ⇒ 0.0
大分県病院局	3.53 ⇒ 3.53	14.0 ⇒ 14.0	—	0.0 ⇒ 0.0
大分県警察本部	2.62 ⇒ 2.62	9.5 ⇒ 9.5	—	0.0 ⇒ 0.0

宮崎県企業局	2.42 ⇒ 2.42	2.0 ⇒ 2.0	—	0.0 ⇒ 0.0
宮崎県病院局	2.26 ⇒ 1.45	14.0 ⇒ 9.0	(-5.0)	0.0 ⇒ 5.0
宮崎県警察本部	2.37 ⇒ 2.37	9.0 ⇒ 9.0	—	0.0 ⇒ 0.0
鹿児島県立病院局	2.52 ⇒ 0.97	10.0 ⇒ 5.0	(-5.0)	0.0 ⇒ 6.0
鹿児島県警察本部	3.12 ⇒ 2.13	13.5 ⇒ 10.0	(-3.5)	0.0 ⇒ 0.0
沖縄県企業局	3.76 ⇒ 3.76	9.0 ⇒ 9.0	—	0.0 ⇒ 0.0
沖縄県議会事務局	2.11 ⇒ 1.89	1.0 ⇒ 1.0	—	0.0 ⇒ 0.0
沖縄県病院事業局	3.10 ⇒ 0.55	29.0 ⇒ 12.0	(-17.0)	0.0 ⇒ 37.0
沖縄県警察本部	2.99 ⇒ 1.44	9.0 ⇒ 6.0	(-3.0)	0.0 ⇒ 3.0

注1 平成29年12月12日に公表した時点においては、通報がなされていなかった。

注2 再点検の結果により、労働者数が43.5人以上であり、法第38条に基づく障害者の雇用義務があることが判明した。

3 都道府県教育委員会 [再点検前 ⇒ 再点検後]

実雇用率 2.23% ⇒ 1.82% 雇用障害者数 12,782.0人 ⇒ 10,564.5人

	実雇用率の増減(%)		障害者数の増減(人)			不足数の増減(人)	
計	2.23	⇒ 1.82	12,782.0	⇒ 10,564.5	(-2,217.5)	120.0	⇒ 2,291.5
北海道	2.11	⇒ 2.11	637.0	⇒ 637.0	—	27.0	⇒ 27.0
青森県	1.95	⇒ 1.59	181.5	⇒ 149.0	(-32.5)	23.5	⇒ 57.0
岩手県	2.35	⇒ 2.29	194.5	⇒ 189.5	(-5.0)	0.0	⇒ 0.0
宮城県	2.19	⇒ 2.06	233.5	⇒ 223.5	(-10.0)	0.5	⇒ 14.5
秋田県	2.24	⇒ 1.86	174.0	⇒ 132.5	(-41.5)	0.0	⇒ 23.5
山形県	2.31	⇒ 2.32	165.5	⇒ 166.5	(+1.0)	0.0	⇒ 0.0
福島県	2.12	⇒ 1.60	245.0	⇒ 184.5	(-60.5)	9.0	⇒ 69.5
茨城県	2.14	⇒ 1.77	347.0	⇒ 289.0	(-58.0)	10.0	⇒ 70.0
栃木県	2.36	⇒ 1.84	266.5	⇒ 208.0	(-58.5)	0.0	⇒ 40.0
群馬県	2.48	⇒ 1.39	284.0	⇒ 160.5	(-123.5)	0.0	⇒ 93.5
埼玉県	2.21	⇒ 1.55	571.0	⇒ 400.0	(-171.0)	0.0	⇒ 168.0
千葉県	2.22	⇒ 1.69	503.5	⇒ 386.0	(-117.5)	0.0	⇒ 116.0
東京都	2.21	⇒ 2.21	960.5	⇒ 960.5	—	0.0	⇒ 0.0
神奈川県	2.28	⇒ 1.66	518.0	⇒ 376.5	(-141.5)	0.0	⇒ 121.5
新潟県	2.25	⇒ 2.23	265.5	⇒ 263.5	(-2.0)	0.0	⇒ 0.0
富山県	2.22	⇒ 1.19	136.5	⇒ 73.0	(-63.5)	0.0	⇒ 61.0
石川県	2.19	⇒ 1.28	137.0	⇒ 81.0	(-56.0)	0.0	⇒ 58.0
福井県	2.20	⇒ 2.20	124.0	⇒ 124.0	—	0.0	⇒ 0.0
山梨県	2.20	⇒ 1.62	133.5	⇒ 98.5	(-35.0)	0.0	⇒ 34.5
長野県	2.06	⇒ 1.85	243.5	⇒ 250.0	(+6.5)	16.5	⇒ 47.0
岐阜県	2.25	⇒ 1.42	252.0	⇒ 159.5	(-92.5)	0.0	⇒ 87.5
静岡県	2.33	⇒ 1.54	349.5	⇒ 255.5	(-94.0)	0.0	⇒ 108.5
愛知県	2.28	⇒ 1.07	698.5	⇒ 306.0	(-392.5)	0.0	⇒ 325.0
三重県	2.41	⇒ 1.98	260.5	⇒ 214.5	(-46.0)	0.0	⇒ 23.5
滋賀県	2.27	⇒ 1.85	185.5	⇒ 151.5	(-34.0)	0.0	⇒ 27.5
京都府	2.12	⇒ 2.12	183.5	⇒ 183.5	—	6.5	⇒ 6.5
大阪府	2.20	⇒ 2.20	640.5	⇒ 640.5	—	0.0	⇒ 0.0
兵庫県	2.19	⇒ 1.46	483.5	⇒ 369.5	(-114.0)	2.5	⇒ 185.5
奈良県	2.23	⇒ 1.58	151.0	⇒ 107.0	(-44.0)	0.0	⇒ 41.0
和歌山県	1.95	⇒ 1.94	122.0	⇒ 121.0	(-1.0)	15.0	⇒ 16.0
鳥取県	2.60	⇒ 2.60	111.0	⇒ 111.0	—	0.0	⇒ 0.0
島根県	2.36	⇒ 2.28	136.0	⇒ 131.5	(-4.5)	0.0	⇒ 0.0
岡山県	2.31	⇒ 2.22	239.0	⇒ 230.0	(-9.0)	0.0	⇒ 0.0
広島県	2.11	⇒ 1.12	227.5	⇒ 128.0	(-99.5)	9.5	⇒ 122.0
山口県	2.21	⇒ 2.21	181.0	⇒ 181.0	—	0.0	⇒ 0.0
徳島県	2.34	⇒ 2.08	117.0	⇒ 104.0	(-13.0)	0.0	⇒ 6.0
香川県	2.19	⇒ 1.90	142.0	⇒ 124.0	(-18.0)	0.0	⇒ 19.0
愛媛県	2.31	⇒ 1.39	197.0	⇒ 123.0	(-74.0)	0.0	⇒ 71.0
高知県	2.21	⇒ 2.27	130.0	⇒ 134.0	(+4.0)	0.0	⇒ 0.0
福岡県	2.32	⇒ 2.32	329.0	⇒ 329.0	—	0.0	⇒ 0.0
佐賀県	2.22	⇒ 2.22	142.0	⇒ 142.0	—	0.0	⇒ 0.0
長崎県	2.20	⇒ 1.42	189.0	⇒ 134.0	(-55.0)	0.0	⇒ 73.0
熊本県	2.20	⇒ 1.78	176.5	⇒ 145.0	(-31.5)	0.0	⇒ 34.0
大分県	2.20	⇒ 1.39	163.5	⇒ 103.5	(-60.0)	0.0	⇒ 59.5
宮崎県	2.55	⇒ 2.53	170.0	⇒ 169.0	(-1.0)	0.0	⇒ 0.0
鹿児島県	2.28	⇒ 2.28	262.0	⇒ 264.0	(+2.0)	0.0	⇒ 0.0
沖縄県	2.26	⇒ 1.40	221.5	⇒ 150.0	(-71.5)	0.0	⇒ 85.0

4 独立行政法人等〔再点検前 ⇒ 再点検後〕

実雇用率 2.45%⇒2.43% 雇用障害者数 8,663.0人⇒8,626.0人

	実雇用率の増減(%)	障害者数の増減(人)			不足数の増減(人)
計	2.45 ⇒ 2.43	8,663.0 ⇒	8,626.0	(-37.0)	129.5 ⇒ 158.0
医薬基盤・健康・栄養研究所	1.80 ⇒ 1.80	6.0 ⇒	6.0	—	1.0 ⇒ 1.0
宇宙航空研究開発機構	2.42 ⇒ 2.27	47.0 ⇒	44.0	(-3.0)	0.0 ⇒ 0.0
海上・港湾・航空技術研究所	1.96 ⇒ 1.96	9.0 ⇒	9.0	—	1.0 ⇒ 1.0
海洋研究開発機構	2.72 ⇒ 2.72	27.5 ⇒	27.5	—	0.0 ⇒ 0.0
科学技術振興機構	1.36 ⇒ 1.61	16.0 ⇒	21.0	(+5.0)	10.0 ⇒ 8.0
建築研究所	3.04 ⇒ 3.04	4.0 ⇒	4.0	—	0.0 ⇒ 0.0
国際農林水産業研究センター	2.55 ⇒ 2.55	7.0 ⇒	7.0	—	0.0 ⇒ 0.0
国立環境研究所	2.80 ⇒ 2.80	20.0 ⇒	20.0	—	0.0 ⇒ 0.0
国立がん研究センター	2.42 ⇒ 2.42	53.0 ⇒	53.0	—	0.0 ⇒ 0.0
国立国際医療研究センター	1.98 ⇒ 1.98	38.0 ⇒	38.0	—	6.0 ⇒ 6.0
国立循環器病研究センター	2.45 ⇒ 2.45	29.0 ⇒	29.0	—	0.0 ⇒ 0.0
国立成育医療研究センター	2.48 ⇒ 2.48	26.5 ⇒	26.5	—	0.0 ⇒ 0.0
国立精神・神経医療研究センター	2.56 ⇒ 2.22	22.0 ⇒	19.0	(-3.0)	0.0 ⇒ 0.0
国立長寿医療研究センター	2.61 ⇒ 2.61	15.0 ⇒	15.0	—	0.0 ⇒ 0.0
産業技術総合研究所	2.35 ⇒ 2.31	116.0 ⇒	114.0	(-2.0)	0.0 ⇒ 0.0
情報通信研究機構	2.58 ⇒ 2.58	24.0 ⇒	24.0	—	0.0 ⇒ 0.0
新エネルギー・産業技術総合開発機構	2.71 ⇒ 2.71	16.0 ⇒	16.0	—	0.0 ⇒ 0.0
森林研究・整備機構	2.74 ⇒ 2.74	33.5 ⇒	33.5	—	0.0 ⇒ 0.0
水産研究・教育機構	1.70 ⇒ 1.70	23.5 ⇒	23.5	—	7.5 ⇒ 7.5
土木研究所	3.13 ⇒ 3.13	18.0 ⇒	18.0	—	0.0 ⇒ 0.0
日本医療研究開発機構	2.83 ⇒ 2.83	13.0 ⇒	13.0	—	0.0 ⇒ 0.0
日本原子力研究開発機構	2.28 ⇒ 2.19	80.0 ⇒	77.0	(-3.0)	0.0 ⇒ 3.0
農業・食品産業技術総合研究機構	2.37 ⇒ 2.37	114.0 ⇒	114.0	—	0.0 ⇒ 0.0
物質・材料研究機構	2.30 ⇒ 2.30	27.0 ⇒	27.0	—	0.0 ⇒ 0.0
防災科学技術研究所	2.72 ⇒ 2.72	8.5 ⇒	8.5	—	0.0 ⇒ 0.0
理化学研究所	2.30 ⇒ 2.30	94.0 ⇒	94.0	—	0.0 ⇒ 0.0
量子科学技術研究開発機構	2.00 ⇒ 2.00	26.5 ⇒	26.5	—	3.5 ⇒ 3.5
奄美群島振興開発基金	(注)				
医薬品医療機器総合機構	2.48 ⇒ 2.48	32.0 ⇒	32.0	—	0.0 ⇒ 0.0
海技教育機構	2.59 ⇒ 2.65	9.0 ⇒	9.0	—	0.0 ⇒ 0.0
家畜改良センター	2.98 ⇒ 2.98	26.0 ⇒	26.0	—	0.0 ⇒ 0.0
環境再生保全機構	3.00 ⇒ 3.03	5.0 ⇒	5.0	—	0.0 ⇒ 0.0
教職員支援機構	5.04 ⇒ 5.04	3.0 ⇒	3.0	—	0.0 ⇒ 0.0
勤労者退職金共済機構	2.65 ⇒ 2.65	9.0 ⇒	9.0	—	0.0 ⇒ 0.0
空港周辺整備機構	(注)				
経済産業研究所	5.33 ⇒ 5.33	4.0 ⇒	4.0	—	0.0 ⇒ 0.0
工業所有権情報・研修館	1.88 ⇒ 1.88	3.0 ⇒	3.0	—	0.0 ⇒ 0.0
航空大学校	1.75 ⇒ 1.75	2.0 ⇒	2.0	—	0.0 ⇒ 0.0
高齢・障害・求職者雇用支援機構	3.85 ⇒ 3.85	227.0 ⇒	227.0	—	0.0 ⇒ 0.0
国際観光振興機構	1.73 ⇒ 1.73	3.0 ⇒	3.0	—	0.0 ⇒ 0.0
国際協力機構	2.28 ⇒ 1.64	43.0 ⇒	46.0	(+3.0)	0.0 ⇒ 18.0
国際交流基金	2.77 ⇒ 2.77	17.0 ⇒	17.0	—	0.0 ⇒ 0.0
国民生活センター	3.01 ⇒ 3.01	5.5 ⇒	5.5	—	0.0 ⇒ 0.0
国立印刷局	2.70 ⇒ 2.70	115.0 ⇒	115.0	—	0.0 ⇒ 0.0
国立科学博物館	2.65 ⇒ 2.65	6.0 ⇒	6.0	—	0.0 ⇒ 0.0
国立高等専門学校機構	2.66 ⇒ 2.66	133.0 ⇒	133.0	—	0.0 ⇒ 0.0
国立公文書館	2.19 ⇒ 2.19	3.5 ⇒	3.5	—	0.0 ⇒ 0.0

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2.89 ⇒ 2.89	9.0 ⇒ 9.0	—	0.0 ⇒ 0.0
国立女性教育会館	(注)			
国立青少年教育振興機構	2.57 ⇒ 2.57	17.5 ⇒ 17.5	—	0.0 ⇒ 0.0
国立特別支援教育総合研究所	1.14 ⇒ 1.14	1.0 ⇒ 1.0	—	1.0 ⇒ 1.0
国立美術館	2.45 ⇒ 2.45	6.0 ⇒ 6.0	—	0.0 ⇒ 0.0
国立病院機構	2.33 ⇒ 2.32	1,236.0 ⇒ 1,228.0	(-8.0)	0.0 ⇒ 0.0
国立文化財機構	2.81 ⇒ 2.81	19.0 ⇒ 19.0	—	0.0 ⇒ 0.0
自動車技術総合機構	2.34 ⇒ 2.34	28.0 ⇒ 28.0	—	0.0 ⇒ 0.0
自動車事故対策機構	2.81 ⇒ 2.81	12.5 ⇒ 12.5	—	0.0 ⇒ 0.0
住宅金融支援機構	2.12 ⇒ 2.12	21.0 ⇒ 21.0	—	1.0 ⇒ 1.0
酒類総合研究所	1.28 ⇒ 1.28	1.0 ⇒ 1.0	—	0.0 ⇒ 0.0
情報処理推進機構	2.04 ⇒ 2.04	4.0 ⇒ 4.0	—	0.0 ⇒ 0.0
製品評価技術基盤機構	2.18 ⇒ 2.18	11.0 ⇒ 11.0	—	0.0 ⇒ 0.0
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	2.41 ⇒ 2.41	14.0 ⇒ 14.0	—	0.0 ⇒ 0.0
造幣局	2.97 ⇒ 2.75	27.0 ⇒ 25.0	(-2.0)	0.0 ⇒ 0.0
大学改革支援・学位授与機構	2.29 ⇒ 2.29	4.0 ⇒ 4.0	—	0.0 ⇒ 0.0
大学入試センター	1.61 ⇒ 1.61	2.0 ⇒ 2.0	—	0.0 ⇒ 0.0
地域医療機能推進機構	2.61 ⇒ 2.61	502.0 ⇒ 501.0	(-1.0)	0.0 ⇒ 0.0
中小企業基盤整備機構	2.57 ⇒ 2.57	24.5 ⇒ 24.5	—	0.0 ⇒ 0.0
駐留軍等労働者労務管理機構	2.62 ⇒ 2.62	8.0 ⇒ 8.0	—	0.0 ⇒ 0.0
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	2.29 ⇒ 2.29	40.5 ⇒ 40.5	—	0.0 ⇒ 0.0
統計センター	2.09 ⇒ 2.09	16.0 ⇒ 16.0	—	1.0 ⇒ 1.0
都市再生機構	2.62 ⇒ 2.62	93.0 ⇒ 93.0	—	0.0 ⇒ 0.0
日本学術振興会	1.90 ⇒ 1.90	4.0 ⇒ 4.0	—	0.0 ⇒ 0.0
日本学生支援機構	2.33 ⇒ 2.18	16.0 ⇒ 15.0	(-1.0)	0.0 ⇒ 0.0
日本芸術文化振興会	2.03 ⇒ 2.03	7.0 ⇒ 7.0	—	0.0 ⇒ 0.0
日本高速道路保有・債務返済機構	(注)			
日本スポーツ振興センター	2.25 ⇒ 2.25	17.0 ⇒ 17.0	—	0.0 ⇒ 0.0
日本貿易振興機構	1.88 ⇒ 1.88	24.5 ⇒ 24.5	—	4.5 ⇒ 4.5
農業者年金基金	1.20 ⇒ 1.20	1.0 ⇒ 1.0	—	0.0 ⇒ 0.0
農畜産業振興機構	1.95 ⇒ 1.95	5.0 ⇒ 5.0	—	0.0 ⇒ 0.0
農林漁業信用基金	1.85 ⇒ 1.85	2.0 ⇒ 2.0	—	0.0 ⇒ 0.0
農林水産消費安全技術センター	2.41 ⇒ 2.41	15.5 ⇒ 15.5	—	0.0 ⇒ 0.0
福祉医療機構	1.75 ⇒ 1.75	5.0 ⇒ 5.0	—	1.0 ⇒ 1.0
北方領土問題対策協会	(注)			
水資源機構	2.55 ⇒ 2.36	36.5 ⇒ 36.5	—	0.0 ⇒ 0.0
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	(注)			
労働者健康安全機構	2.86 ⇒ 2.86	418.0 ⇒ 418.0	—	0.0 ⇒ 0.0
労働政策研究・研修機構	4.84 ⇒ 4.84	6.0 ⇒ 6.0	—	0.0 ⇒ 0.0
年金積立金管理運用	1.90 ⇒ 1.90	2.0 ⇒ 2.0	—	0.0 ⇒ 0.0
北海道大学	2.06 ⇒ 2.06	104.0 ⇒ 104.0	—	11.0 ⇒ 11.0
北海道教育大学	2.30 ⇒ 2.30	15.0 ⇒ 15.0	—	0.0 ⇒ 0.0
室蘭工業大学	1.62 ⇒ 1.62	4.0 ⇒ 4.0	—	1.0 ⇒ 1.0
小樽商科大学	1.88 ⇒ 1.88	3.0 ⇒ 3.0	—	0.0 ⇒ 0.0
帯広畜産大学	2.45 ⇒ 2.45	6.0 ⇒ 6.0	—	0.0 ⇒ 0.0
旭川医科大学	2.25 ⇒ 2.25	30.0 ⇒ 30.0	—	0.0 ⇒ 0.0
北見工業大学	2.47 ⇒ 2.47	5.0 ⇒ 5.0	—	0.0 ⇒ 0.0
弘前大学	2.16 ⇒ 2.16	39.5 ⇒ 39.5	—	1.5 ⇒ 1.5
岩手大学	2.58 ⇒ 2.58	17.0 ⇒ 17.0	—	0.0 ⇒ 0.0
東北大学	2.55 ⇒ 2.49	155.0 ⇒ 153.0	(-2.0)	0.0 ⇒ 0.0
宮城教育大学	3.59 ⇒ 3.59	9.0 ⇒ 9.0	—	0.0 ⇒ 0.0
秋田大学	2.31 ⇒ 2.25	38.0 ⇒ 38.0	—	0.0 ⇒ 0.0
山形大学	2.38 ⇒ 2.38	45.5 ⇒ 45.5	—	0.0 ⇒ 0.0

福島大学	2.72 ⇒ 2.72	12.0 ⇒ 12.0	—	0.0 ⇒ 0.0
茨城大学	2.36 ⇒ 2.22	16.5 ⇒ 15.5	(-1.0)	0.0 ⇒ 0.5
筑波大学	2.40 ⇒ 2.35	93.5 ⇒ 91.5	(-2.0)	0.0 ⇒ 0.0
筑波技術大学	18.73 ⇒ 18.73	28.0 ⇒ 28.0	—	0.0 ⇒ 0.0
宇都宮大学	2.25 ⇒ 2.25	13.0 ⇒ 13.0	—	0.0 ⇒ 0.0
群馬大学	2.10 ⇒ 1.83	46.0 ⇒ 40.0	(-6.0)	4.0 ⇒ 10.0
埼玉大学	2.25 ⇒ 2.25	14.0 ⇒ 14.0	—	0.0 ⇒ 0.0
千葉大学	2.21 ⇒ 2.17	67.5 ⇒ 67.5	—	2.5 ⇒ 3.5
東京大学	2.37 ⇒ 2.37	224.0 ⇒ 224.0	—	0.0 ⇒ 0.0
東京医科歯科大学	2.30 ⇒ 2.30	51.0 ⇒ 51.0	—	0.0 ⇒ 0.0
東京外国語大学	3.15 ⇒ 3.15	10.0 ⇒ 10.0	—	0.0 ⇒ 0.0
東京学芸大学	2.32 ⇒ 2.32	18.0 ⇒ 18.0	—	0.0 ⇒ 0.0
東京農工大学	2.30 ⇒ 2.30	14.0 ⇒ 14.0	—	0.0 ⇒ 0.0
東京芸術大学	2.82 ⇒ 2.82	13.0 ⇒ 13.0	—	0.0 ⇒ 0.0
東京工業大学	2.17 ⇒ 1.84	42.5 ⇒ 36.0	(-6.5)	1.5 ⇒ 8.0
東京海洋大学	1.64 ⇒ 1.64	6.0 ⇒ 6.0	—	2.0 ⇒ 2.0
お茶の水女子大学	3.35 ⇒ 3.35	13.0 ⇒ 13.0	—	0.0 ⇒ 0.0
電気通信大学	2.83 ⇒ 2.83	13.0 ⇒ 13.0	—	0.0 ⇒ 0.0
一橋大学	2.42 ⇒ 2.42	14.0 ⇒ 14.0	—	0.0 ⇒ 0.0
横浜国立大学	2.82 ⇒ 2.82	25.0 ⇒ 25.0	—	0.0 ⇒ 0.0
新潟大学	2.09 ⇒ 2.02	60.0 ⇒ 58.0	(-2.0)	5.0 ⇒ 7.0
長岡技術科学大学	2.45 ⇒ 2.45	8.0 ⇒ 8.0	—	0.0 ⇒ 0.0
上越教育大学	1.66 ⇒ 1.64	4.0 ⇒ 4.0	—	1.0 ⇒ 1.0
富山大学	2.21 ⇒ 2.21	45.0 ⇒ 45.0	—	1.0 ⇒ 1.0
金沢大学	2.51 ⇒ 2.41	65.0 ⇒ 64.0	(-1.0)	0.0 ⇒ 0.0
福井大学	2.25 ⇒ 2.25	41.0 ⇒ 41.0	—	0.0 ⇒ 0.0
山梨大学	2.50 ⇒ 2.50	41.0 ⇒ 41.0	—	0.0 ⇒ 0.0
信州大学	2.83 ⇒ 2.67	69.0 ⇒ 65.0	(-4.0)	0.0 ⇒ 0.0
岐阜大学	2.28 ⇒ 2.28	45.0 ⇒ 45.0	—	0.0 ⇒ 0.0
静岡大学	2.30 ⇒ 2.30	23.5 ⇒ 23.5	—	0.0 ⇒ 0.0
浜松医科大学	2.27 ⇒ 2.27	30.0 ⇒ 30.0	—	0.0 ⇒ 0.0
名古屋大学	2.32 ⇒ 2.32	113.0 ⇒ 113.0	—	0.0 ⇒ 0.0
愛知教育大学	2.33 ⇒ 2.33	11.0 ⇒ 11.0	—	0.0 ⇒ 0.0
名古屋工業大学	2.47 ⇒ 2.47	12.5 ⇒ 12.5	—	0.0 ⇒ 0.0
豊橋技術科学大学	2.32 ⇒ 2.32	8.0 ⇒ 8.0	—	0.0 ⇒ 0.0
三重大学	2.27 ⇒ 2.27	49.0 ⇒ 49.0	—	0.0 ⇒ 0.0
滋賀大学	2.40 ⇒ 2.40	8.0 ⇒ 8.0	—	0.0 ⇒ 0.0
滋賀医科大学	2.01 ⇒ 2.01	28.0 ⇒ 28.0	—	3.0 ⇒ 3.0
京都大学	2.20 ⇒ 2.20	148.5 ⇒ 148.5	—	6.5 ⇒ 6.5
京都教育大学	2.17 ⇒ 2.17	7.0 ⇒ 7.0	—	0.0 ⇒ 0.0
京都工芸繊維大学	2.65 ⇒ 2.65	11.0 ⇒ 11.0	—	0.0 ⇒ 0.0
大阪大学	2.37 ⇒ 2.39	144.0 ⇒ 145.0	(+1.0)	0.0 ⇒ 0.0
大阪教育大学	2.98 ⇒ 2.98	17.0 ⇒ 17.0	—	0.0 ⇒ 0.0
兵庫教育大学	2.32 ⇒ 2.32	6.0 ⇒ 6.0	—	0.0 ⇒ 0.0
神戸大学	2.45 ⇒ 2.45	87.5 ⇒ 87.5	—	0.0 ⇒ 0.0
奈良教育大学	2.81 ⇒ 2.81	6.0 ⇒ 6.0	—	0.0 ⇒ 0.0
奈良女子大学	2.39 ⇒ 2.39	8.0 ⇒ 8.0	—	0.0 ⇒ 0.0
和歌山大学	3.39 ⇒ 3.39	14.0 ⇒ 14.0	—	0.0 ⇒ 0.0
鳥取大学	2.44 ⇒ 2.29	50.0 ⇒ 47.0	(-3.0)	0.0 ⇒ 0.0
島根大学	2.35 ⇒ 2.35	45.0 ⇒ 45.0	—	0.0 ⇒ 0.0
岡山大学	2.21 ⇒ 2.21	75.0 ⇒ 75.0	—	2.0 ⇒ 2.0
広島大学	1.88 ⇒ 2.05	71.0 ⇒ 79.0	(+8.0)	16.0 ⇒ 9.0
山口大学	2.10 ⇒ 2.10	50.0 ⇒ 50.0	—	4.0 ⇒ 4.0
徳島大学	2.37 ⇒ 2.37	56.0 ⇒ 56.0	—	0.0 ⇒ 0.0
鳴門教育大学	2.63 ⇒ 2.63	7.0 ⇒ 7.0	—	0.0 ⇒ 0.0

香川大学	2.44 ⇒ 2.44	47.0 ⇒ 47.0	—	0.0 ⇒ 0.0
愛媛大学	2.55 ⇒ 2.55	55.0 ⇒ 55.0	—	0.0 ⇒ 0.0
高知大学	2.41 ⇒ 2.24	43.0 ⇒ 40.0	(-3.0)	0.0 ⇒ 1.0
福岡教育大学	3.20 ⇒ 3.20	11.0 ⇒ 11.0	—	0.0 ⇒ 0.0
九州大学	2.22 ⇒ 2.22	127.0 ⇒ 127.0	—	4.0 ⇒ 4.0
九州工業大学	3.07 ⇒ 3.07	17.0 ⇒ 17.0	—	0.0 ⇒ 0.0
佐賀大学	2.50 ⇒ 2.50	47.0 ⇒ 47.0	—	0.0 ⇒ 0.0
長崎大学	2.35 ⇒ 2.35	67.5 ⇒ 67.5	—	0.0 ⇒ 0.0
熊本大学	2.20 ⇒ 2.20	47.0 ⇒ 47.0	—	2.0 ⇒ 2.0
大分大学	1.40 ⇒ 1.40	24.0 ⇒ 24.0	—	15.0 ⇒ 15.0
宮崎大学	2.08 ⇒ 2.14	42.0 ⇒ 43.0	(+1.0)	4.0 ⇒ 3.0
鹿児島大学	2.59 ⇒ 2.59	63.5 ⇒ 63.5	—	0.0 ⇒ 0.0
鹿屋体育大学	3.95 ⇒ 3.16	5.0 ⇒ 4.0	(-1.0)	0.0 ⇒ 0.0
琉球大学	2.34 ⇒ 2.34	50.0 ⇒ 50.0	—	0.0 ⇒ 0.0
政策研究大学院大学	2.03 ⇒ 2.03	3.0 ⇒ 3.0	—	0.0 ⇒ 0.0
総合研究大学院大学	0.00 ⇒ 0.00	0.0 ⇒ 0.0	—	1.0 ⇒ 1.0
北陸先端科学技術大学院大学	3.48 ⇒ 2.49	7.0 ⇒ 7.0	—	0.0 ⇒ 0.0
奈良先端科学技術大学院大学	2.53 ⇒ 2.53	10.0 ⇒ 10.0	—	0.0 ⇒ 0.0
高エネルギー加速器研究機構	2.40 ⇒ 2.30	24.0 ⇒ 23.0	(-1.0)	0.0 ⇒ 0.0
自然科学研究機構	2.30 ⇒ 2.30	25.0 ⇒ 25.0	—	0.0 ⇒ 0.0
情報・システム研究機構	2.39 ⇒ 2.39	18.0 ⇒ 18.0	—	0.0 ⇒ 0.0
人間文化研究機構	1.69 ⇒ 1.69	10.0 ⇒ 10.0	—	3.0 ⇒ 3.0
日本司法支援センター	2.14 ⇒ 2.10	25.0 ⇒ 24.5	(-0.5)	1.0 ⇒ 1.5
日本私立学校振興・共済事業団	2.28 ⇒ 2.28	36.0 ⇒ 36.0	—	0.0 ⇒ 0.0
沖縄振興開発金融公庫	2.51 ⇒ 2.51	6.0 ⇒ 6.0	—	0.0 ⇒ 0.0
株式会社国際協力銀行	2.38 ⇒ 2.38	14.0 ⇒ 14.0	—	0.0 ⇒ 0.0
株式会社日本政策金融公庫	2.47 ⇒ 2.47	196.5 ⇒ 196.5	—	0.0 ⇒ 0.0
株式会社日本貿易保険	1.98 ⇒ 1.98	3.0 ⇒ 3.0	—	0.0 ⇒ 0.0
沖縄科学技術大学院大学学園	2.99 ⇒ 2.99	16.0 ⇒ 16.0	—	0.0 ⇒ 0.0
日本年金機構	2.72 ⇒ 2.72	591.0 ⇒ 592.0	(+1.0)	0.0 ⇒ 0.0
全国健康保険協会	2.85 ⇒ 2.85	147.0 ⇒ 147.0	—	0.0 ⇒ 0.0

注 これらの法人においては、法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数が43.5人未満であり、法第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。

再点検結果の詳細

参考1

1 都道府県知事部局における再点検に基づき通報された数値は以下のとおりです。

(1) 平成29年6月1日時点 都道府県の機関の状況(法定雇用率2.3%)(再点検後)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	263,256.5	6,358.5	2.42	422.0	
北海道	12,271.0	331.0	2.70	0.0	
青森県	3,978.5	88.0	2.21	3.0	
岩手県	4,308.0	107.0	2.48	0.0	
宮城県	5,452.5	149.5	2.74	0.0	
秋田県	3,573.5	83.5	2.34	0.0	
山形県	5,707.0	67.0	1.17	64.0	特例認定あり(注4)
福島県	5,954.0	105.0	1.76	31.0	
茨城県	5,357.0	97.0	1.81	26.0	
栃木県	4,785.0	122.0	2.55	0.0	特例認定あり(注4)
群馬県	4,612.5	89.5	1.94	16.5	
埼玉県	7,176.5	194.0	2.70	0.0	
千葉県	7,832.5	186.0	2.37	0.0	特例認定あり(注4)
東京都	26,090.5	712.0	2.73	0.0	
神奈川県	7,435.0	227.5	3.06	0.0	
新潟県	6,236.0	172.0	2.76	0.0	特例認定あり(注4)
富山県	4,361.0	79.5	1.82	20.5	特例認定あり(注4)
石川県	4,974.0	68.0	1.37	46.0	
福井県	3,822.0	91.5	2.39	0.0	
山梨県	3,436.0	65.0	1.89	14.0	
長野県	5,859.5	128.5	2.19	5.5	特例認定あり(注4)
岐阜県	5,010.0	125.5	2.50	0.0	
静岡県	6,084.0	131.0	2.15	8.0	特例認定あり(注4)
愛知県	9,138.5	244.5	2.68	0.0	
三重県	5,230.5	138.5	2.65	0.0	特例認定あり(注4)
滋賀県	3,628.0	89.0	2.45	0.0	特例認定あり(注4)
京都府	3,909.0	106.0	2.71	0.0	
大阪府	8,027.0	288.5	3.59	0.0	
兵庫県	7,282.0	173.0	2.38	0.0	特例認定あり(注4)
奈良県	3,527.0	89.5	2.54	0.0	特例認定あり(注4)
和歌山県	4,036.0	77.0	1.91	15.0	
鳥取県	3,220.5	102.0	3.17	0.0	特例認定あり(注4)
島根県	3,907.0	56.5	1.45	32.5	特例認定あり(注4)
岡山県	4,128.0	98.0	2.37	0.0	特例認定あり(注4)
広島県	5,846.5	139.5	2.39	0.0	特例認定あり(注4)
山口県	3,809.0	112.0	2.94	0.0	特例認定あり(注4)
徳島県	2,889.0	77.0	2.67	0.0	
香川県	4,689.5	104.0	2.22	3.0	特例認定あり(注4)
愛媛県	4,320.0	45.0	1.04	54.0	
高知県	3,582.0	73.0	2.04	9.0	
福岡県	7,595.0	269.5	3.55	0.0	特例認定あり(注4)
佐賀県	3,232.5	78.0	2.41	0.0	
長崎県	4,168.5	76.5	1.84	18.5	
熊本県	4,473.0	93.5	2.09	8.5	
大分県	3,859.5	109.5	2.84	0.0	
宮崎県	4,008.0	106.5	2.66	0.0	
鹿児島県	5,044.0	90.5	1.79	25.5	
沖縄県	5,390.5	101.5	1.88	21.5	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧(都道府県知事部局)					
認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)				
奈良県	奈良県水道局	奈良県監査委員事務局	奈良県人事委員会事務局	奈良県労働委員会事務局	奈良県収用委員会事務局
山形県	山形県企業局	山形県病院事業局			
新潟県	新潟県議会事務局				
静岡県	静岡県企業局	静岡県議会事務局			
山口県	山口県企業局				
広島県	広島県企業局	広島県議会事務局			
島根県	島根県企業局				
鳥取県	鳥取県企業局				
福岡県	福岡県議会事務局				
滋賀県	滋賀県企業庁	滋賀県病院事業庁			
香川県	香川県病院局				
栃木県	栃木県企業局				
富山県	富山県企業局				
千葉県	千葉県議会事務局				
長野県	長野県企業局				
兵庫県	兵庫県議会事務局				
岡山県	岡山県企業局				
三重県	三重県議会事務局				

(2) 平成29年6月1日時点 都道府県の機関の状況(法定雇用率2.3%)(再点検前)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	256,269.5	6,880.0	2.68	0.0	
北海道	12,271.0	331.0	2.70	0.0	
青森県	3,750.0	90.0	2.40	0.0	
岩手県	4,308.0	107.0	2.48	0.0	
宮城県	5,452.5	155.0	2.84	0.0	
秋田県	3,573.5	91.0	2.55	0.0	
山形県	5,686.0	143.0	2.51	0.0	特例認定あり(注4)
福島県	5,782.0	144.0	2.49	0.0	
茨城県	5,357.0	132.0	2.46	0.0	
栃木県	4,742.0	121.0	2.55	0.0	特例認定あり(注4)
群馬県	4,612.5	126.0	2.73	0.0	
埼玉県	7,176.5	194.0	2.70	0.0	
千葉県	7,832.5	199.0	2.54	0.0	特例認定あり(注4)
東京都	26,090.5	712.0	2.73	0.0	
神奈川県	7,435.0	239.5	3.22	0.0	
新潟県	6,236.0	172.0	2.76	0.0	特例認定あり(注4)
富山県	3,647.0	89.0	2.44	0.0	特例認定あり(注4)
石川県	4,392.0	106.0	2.41	0.0	
福井県	3,822.0	91.5	2.39	0.0	
山梨県	3,436.0	82.0	2.39	0.0	
長野県	5,056.5	133.0	2.63	0.0	特例認定あり(注4)
岐阜県	5,010.0	125.5	2.50	0.0	
静岡県	5,961.5	155.5	2.61	0.0	特例認定あり(注4)
愛知県	9,138.5	244.5	2.68	0.0	
三重県	5,230.5	138.5	2.65	0.0	特例認定あり(注4)
滋賀県	3,628.0	92.0	2.54	0.0	特例認定あり(注4)
京都府	3,909.0	106.0	2.71	0.0	
大阪府	8,027.0	288.5	3.59	0.0	
兵庫県	6,300.0	167.5	2.66	0.0	特例認定あり(注4)
奈良県	3,483.5	93.0	2.67	0.0	特例認定あり(注4)
和歌山県	4,036.0	93.0	2.30	0.0	
鳥取県	3,220.5	102.0	3.17	0.0	特例認定あり(注4)
島根県	3,907.0	94.0	2.41	0.0	特例認定あり(注4)
岡山県	3,903.5	103.0	2.64	0.0	特例認定あり(注4)
広島県	5,846.5	140.5	2.40	0.0	特例認定あり(注4)
山口県	3,809.0	112.0	2.94	0.0	特例認定あり(注4)
徳島県	2,889.0	77.0	2.67	0.0	
香川県	3,837.0	95.0	2.48	0.0	特例認定あり(注4)
愛媛県	4,120.0	99.0	2.40	0.0	
高知県	3,582.0	103.5	2.89	0.0	
福岡県	7,595.0	269.5	3.55	0.0	特例認定あり(注4)
佐賀県	3,143.5	74.5	2.37	0.0	
長崎県	3,982.5	99.0	2.49	0.0	
熊本県	4,475.0	115.5	2.58	0.0	
大分県	3,859.5	107.5	2.79	0.0	
宮崎県	4,008.0	109.0	2.72	0.0	
鹿児島県	4,662.0	108.5	2.33	0.0	
沖縄県	4,047.0	108.5	2.68	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 注 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 注 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注 4 注 4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧(都道府県知事部局)					
認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)				
奈良県	奈良県水道局	奈良県監査委員事務局	奈良県人事委員会事務局	奈良県労働委員会事務局	奈良県収用委員会事務局
山形県	山形県企業局	山形県病院事業局			
新潟県	新潟県議会事務局				
静岡県	静岡県企業局	静岡県議会事務局			
山口県	山口県企業局				
広島県	広島県企業局	広島県議会事務局			
島根県	島根県企業局				
鳥取県	鳥取県企業局				
福岡県	福岡県議会事務局				
滋賀県	滋賀県企業庁	滋賀県病院事業庁			
香川県	香川県病院局				
栃木県	栃木県企業局				
富山県	富山県企業局				
千葉県	千葉県議会事務局				
長野県	長野県企業局				
兵庫県	兵庫県議会事務局				
岡山県	岡山県企業局				
三重県	三重県議会事務局				

2 その他の都道府県機関における再点検に基づき通報された数値は以下のとおりです。

(1) 平成29年6月1日時点 その他の都道府県機関の状況(法定雇用率2.3%)(再点検後)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	73,623.5	1,593.0	2.16	225.5	
北海道企業局	92.0	2.0	2.17	0.0	
北海道道立病院局	482.5	5.0	1.04	6.0	
北海道議会事務局	71.0	2.0	2.82	0.0	
北海道監査委員事務局	49.5	2.0	4.04	0.0	
北海道警察本部	1,420.5	35.5	2.50	0.0	
青森県病院局	706.0	18.0	2.55	0.0	
青森県警察本部	388.5	5.0	1.29	3.0	
岩手県企業局	82.0	3.0	3.66	0.0	
岩手県医療局	3123.5	73.0	2.34	0.0	
岩手県警察本部	394.0	8.0	2.03	1.0	
宮城県企業局	73.0	1.0	1.37	0.0	
宮城県議会事務局	46.0	2.0	4.35	0.0	
宮城県警察本部	636.5	17.5	2.75	0.0	
秋田県警察本部	374.0	4.0	1.07	4.0	
山形県警察本部	412.0	9.0	2.18	0.0	
福島県病院局	190.0	6.0	3.16	0.0	
福島県警察本部	603.5	14.0	2.32	0.0	
茨城県企業局	196.0	5.0	2.55	0.0	
茨城県病院局	603.5	8.0	1.33	5.0	
茨城県警察本部	630.5	14.5	2.30	0.0	
栃木県警察本部	509.0	14.5	2.85	0.0	
群馬県企業局	310.0	2.5	0.81	4.5	
群馬県病院局	540.0	12.5	2.31	0.0	
群馬県警察本部	526.0	12.5	2.38	0.0	
埼玉県企業局	417.5	10.0	2.40	0.0	
埼玉県病院局	1274.5	30.0	2.35	0.0	
埼玉県下水道局	106.5	4.0	3.76	0.0	
埼玉県議会事務局	66.5	2.0	3.01	0.0	
埼玉県警察本部	1,390.5	32.0	2.30	0.0	
千葉県企業土地管理局	146.5	4.0	2.73	0.0	
千葉県病院局	1233.0	26.0	2.11	2.0	
千葉県水道局	1025.0	25.0	2.44	0.0	
北千葉広域水道企業団	90.0	3.0	3.33	0.0	
君津広域水道企業団	70.0	1.0	1.43	0.0	
千葉県警察本部	1,497.5	29.0	1.94	5.0	
東京都議会議会局	158.0	5.0	3.16	0.0	
東京都人事委員会	61.5	3.0	4.88	0.0	
東京都監査事務局	89.0	2.0	2.25	0.0	
東京都交通局	2034.0	61.0	3.00	0.0	
東京都水道局	2864.0	76.0	2.65	0.0	
東京都下水道局	1430.0	35.5	2.48	0.0	
警視庁	4,821.5	124.5	2.58	0.0	
東京消防庁	975.0	36.5	3.74	0.0	
神奈川県企業庁	966.0	26.0	2.69	0.0	
神奈川県議会議会局	79.0	2.0	2.53	0.0	
神奈川県警察本部	2,118.0	30.5	1.44	17.5	
新潟県企業局	95.5	2.0	2.09	0.0	
新潟県病院局	2256.5	53.0	2.35	0.0	
新潟県警察本部	626.0	16.0	2.56	0.0	
富山県警察本部	408.0	7.0	1.72	2.0	
石川県警察本部	415.0	3.0	0.72	6.0	
福井県警察本部	405.0	2.0	0.49	7.0	
山梨県企業局	69.0	3.0	4.35	0.0	
山梨県警察本部	367.5	10.0	2.72	0.0	
長野県警察本部	642.0	13.5	2.10	0.5	
岐阜県警察本部	592.0	16.0	2.70	0.0	
静岡県がんセンター局	771.5	16.0	2.07	1.0	

静岡県警察本部	928.5	11.0	1.18	10.0
愛知県企業庁	387.0	13.0	3.36	0.0
愛知県病院事業庁	1025.5	24.5	2.39	0.0
名古屋港管理組合	326.0	8.0	2.45	0.0
愛知県議会事務局	66.0	1.0	1.52	0.0
愛知県警察本部	1,143.5	27.0	2.36	0.0
三重県企業庁	137.0	5.0	3.65	0.0
三重県病院事業庁	181.0	8.0	4.42	0.0
三重県警察本部	492.5	3.5	0.71	7.5
滋賀県警察本部	329.0	9.0	2.74	0.0
京都府環境部	68.0	2.0	2.94	0.0
京都府警察本部	690.5	20.5	2.97	0.0
大阪府議会事務局	59.0	0.0	0.00	1.0
大阪府警察本部	2,402.0	26.5	1.10	28.5
兵庫県企業庁	175.5	6.0	3.42	0.0
兵庫県病院局	3803.5	64.5	1.70	22.5
兵庫県警察本部	973.0	26.0	2.67	0.0
奈良県警察本部	320.0	9.0	2.81	0.0
南和広域医療企業団	285.5	7.0	2.45	0.0
和歌山県警察本部	412.5	4.0	0.97	5.0
鳥取県病院局	626.5	15.0	2.39	0.0
鳥取県警察本部	308.0	8.0	2.60	0.0
島根県病院局	512.0	5.0	0.98	6.0
島根県警察本部	347.0	7.5	2.16	0.0
岡山県警察本部	665.5	15.5	2.33	0.0
広島県警察本部	633.0	15.0	2.37	0.0
山口県警察本部	518.0	14.0	2.70	0.0
徳島県企業局	117.0	2.0	1.71	0.0
徳島県病院局	415.0	10.0	2.41	0.0
徳島県警察本部	368.0	10.5	2.85	0.0
香川県警察本部	429.0	9.0	2.10	0.0
愛媛県公営企業管理局	1474.0	15.0	1.02	18.0
愛媛県警察本部	439.5	9.0	2.05	1.0
高知県公営企業局	395.0	5.0	1.27	4.0
高知県警察本部	388.0	9.0	2.32	0.0
福岡県警察本部	1,068.5	27.5	2.57	0.0
佐賀県警察本部	326.5	7.5	2.30	0.0
長崎県交通局	236.0	3.0	1.27	2.0
長崎県病院企業団	1306.5	33.0	2.53	0.0
長崎県警察本部	509.0	7.5	1.47	3.5
熊本県企業局	47.5	0.0	0.00	1.0
熊本県警察本部	507.0	16.0	3.16	0.0
大分県企業局	62.0	1.0	1.61	0.0
大分県病院局	397.0	14.0	3.53	0.0
大分県警察本部	362.5	9.5	2.62	0.0
宮崎県企業局	82.5	2.0	2.42	0.0
宮崎県病院局	619.5	9.0	1.45	5.0
宮崎県警察本部	379.5	9.0	2.37	0.0
鹿児島県県立病院局	515.0	5.0	0.97	6.0
鹿児島県警察本部	470.0	10.0	2.13	0.0
沖縄県企業局	239.5	9.0	3.76	0.0
沖縄県議会事務局	53.0	1.0	1.89	0.0
沖縄県病院事業局	2164.0	12.0	0.55	37.0
沖縄県警察本部	416.0	6.0	1.44	3.0

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(2) 平成29年6月1日時点 その他の都道府県機関の状況(法定雇用率2.3%)(再点検前)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	68,904.5	1,753.0	2.54	5.0	
北海道企業局	92.0	2.0	2.17	0.0	
北海道道立病院局	—	—	—	—	(注4)
北海道議会事務局	71.0	2.0	2.82	0.0	
北海道監査委員事務局	49.5	2.0	4.04	0.0	
北海道警察本部	1,420.5	37.0	2.60	0.0	
青森県病院局	706.0	18.0	2.55	0.0	
青森県警察本部	364.0	11.0	3.02	0.0	
岩手県企業局	82.0	3.0	3.66	0.0	
岩手県医療局	3,123.5	73.0	2.34	0.0	
岩手県警察本部	394.0	8.0	2.03	1.0	
宮城県企業局	73.0	1.0	1.37	0.0	
宮城県議会事務局	46.0	2.0	4.35	0.0	
宮城県警察本部	614.5	16.0	2.60	0.0	
秋田県警察本部	374.0	10.0	2.67	0.0	
山形県警察本部	412.0	9.0	2.18	0.0	
福島県病院局	190.0	6.0	3.16	0.0	
福島県警察本部	603.5	14.0	2.32	0.0	
茨城県企業局	196.0	5.0	2.55	0.0	
茨城県病院局	603.5	14.0	2.32	0.0	
茨城県警察本部	630.5	14.5	2.30	0.0	
栃木県警察本部	509.0	14.5	2.85	0.0	
群馬県企業局	310.0	7.0	2.26	0.0	
群馬県病院局	540.0	12.5	2.31	0.0	
群馬県警察本部	526.0	12.5	2.38	0.0	
埼玉県企業局	417.5	10.0	2.40	0.0	
埼玉県病院局	1,274.5	30.0	2.35	0.0	
埼玉県下水道局	106.5	4.0	3.76	0.0	
埼玉県議会事務局	66.5	2.0	3.01	0.0	
埼玉県警察本部	1,390.5	33.5	2.41	0.0	
千葉県企業土地管理局	146.5	4.0	2.73	0.0	
千葉県病院局	1,233.0	28.0	2.27	0.0	
千葉県水道局	1,025.0	29.0	2.83	0.0	
北千葉広域水道企業団	90.0	3.0	3.33	0.0	
君津広域水道企業団	67.0	1.0	1.49	0.0	
千葉県警察本部	1,497.5	34.0	2.27	0.0	
東京都議会議会局	158.0	5.0	3.16	0.0	
東京都人事委員会	61.5	3.0	4.88	0.0	
東京都監査事務局	89.0	2.0	2.25	0.0	
東京都交通局	2,034.0	61.0	3.00	0.0	
東京都水道局	2,864.0	78.0	2.72	0.0	
東京都下水道局	1,430.0	35.5	2.48	0.0	
警視庁	4,821.5	124.5	2.58	0.0	
東京消防庁	975.0	36.5	3.74	0.0	
神奈川県企業庁	966.0	26.0	2.69	0.0	
神奈川県議会議会局	79.0	2.0	2.53	0.0	
神奈川県警察本部	2,118.0	50.5	2.38	0.0	
新潟県企業局	95.5	2.0	2.09	0.0	
新潟県病院局	2,256.5	53.0	2.35	0.0	
新潟県警察本部	626.0	16.0	2.56	0.0	
富山県警察本部	402.0	10.0	2.49	0.0	
石川県警察本部	325.0	7.0	2.15	0.0	
福井県警察本部	350.0	8.0	2.29	0.0	
山梨県企業局	69.0	3.0	4.35	0.0	
山梨県警察本部	367.5	10.0	2.72	0.0	
長野県警察本部	429.0	12.0	2.80	0.0	
岐阜県警察本部	527.0	15.5	2.94	0.0	
静岡県がんセンター局	771.5	17.0	2.20	0.0	

静岡県警察本部	779.5	19.0	2.44	0.0	
愛知県企業庁	387.0	13.0	3.36	0.0	
愛知県病院事業庁	1,025.5	24.5	2.39	0.0	
名古屋港管理組合	326.0	8.0	2.45	0.0	
愛知県議会事務局	66.0	1.0	1.52	0.0	
愛知県警察本部	1,143.5	27.0	2.36	0.0	
三重県企業庁	137.0	5.0	3.65	0.0	
三重県病院事業庁	181.0	8.0	4.42	0.0	
三重県警察本部	399.0	9.0	2.26	0.0	
滋賀県警察本部	329.0	9.0	2.74	0.0	
京都府環境部	68.0	2.0	2.94	0.0	
京都府警察本部	690.5	20.5	2.97	0.0	
大阪府議会事務局	59.0	0.0	0.00	1.0	
大阪府警察本部	2,402.0	56.5	2.35	0.0	
兵庫県企業庁	174.5	6.0	3.44	0.0	
兵庫県病院局	2,469.0	57.0	2.31	0.0	
兵庫県警察本部	969.0	26.0	2.68	0.0	
奈良県警察本部	320.0	9.0	2.81	0.0	
南和広域医療企業団	285.5	7.0	2.45	0.0	
和歌山県警察本部	412.5	10.0	2.42	0.0	
鳥取県病院局	626.5	15.0	2.39	0.0	
鳥取県警察本部	308.0	8.0	2.60	0.0	
島根県病院局	512.0	13.0	2.54	0.0	
島根県警察本部	347.0	7.5	2.16	0.0	
岡山県警察本部	622.5	15.5	2.49	0.0	
広島県警察本部	633.0	15.0	2.37	0.0	
山口県警察本部	518.0	14.0	2.70	0.0	
徳島県企業局	117.0	2.0	1.71	0.0	
徳島県病院局	415.0	10.0	2.41	0.0	
徳島県警察本部	368.0	9.0	2.45	0.0	
香川県警察本部	429.0	9.0	2.10	0.0	
愛媛県公営企業管理局	957.5	24.0	2.51	0.0	
愛媛県警察本部	439.5	9.0	2.05	1.0	
高知県公営企業局	395.0	9.0	2.28	0.0	
高知県警察本部	340.0	9.0	2.65	0.0	
福岡県警察本部	1,068.5	27.5	2.57	0.0	
佐賀県警察本部	326.5	7.5	2.30	0.0	
長崎県交通局	236.0	3.0	1.27	2.0	
長崎県病院企業団	1,306.5	33.0	2.53	0.0	
長崎県警察本部	503.0	12.5	2.49	0.0	
熊本県企業局	—	—	—	—	(注5)
熊本県警察本部	496.0	12.0	2.42	0.0	
大分県企業局	62.0	1.0	1.61	0.0	
大分県病院局	397.0	14.0	3.53	0.0	
大分県警察本部	362.5	9.5	2.62	0.0	
宮崎県企業局	82.5	2.0	2.42	0.0	
宮崎県病院局	619.5	14.0	2.26	0.0	
宮崎県警察本部	379.5	9.0	2.37	0.0	
鹿児島県県立病院局	397.0	10.0	2.52	0.0	
鹿児島県警察本部	432.5	13.5	3.12	0.0	
沖縄県企業局	239.5	9.0	3.76	0.0	
沖縄県議会事務局	47.5	1.0	2.11	0.0	
沖縄県病院事業局	936.0	29.0	3.10	0.0	
沖縄県警察本部	301.0	9.0	2.99	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注4 備考欄中(注4)について、平成29年12月12日に公表した時点においては、通報がなされていなかった。

注5 備考欄中(注5)について、再点検の結果により、法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数が43.5人以上であり、法第38条に基づく障害者の雇用義務があることが判明した。

3 都道府県教育委員会における再点検に基づき通報された数値は以下のとおりです。

(1) 平成29年6月1日時点 都道府県教育委員会の状況（法定雇用率2.2%）（再点検後）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	580,328.5	10,564.5	1.82	2,291.5	
北海道	30,183.0	637.0	2.11	27.0	
青森県	9,365.0	149.0	1.59	57.0	
岩手県	8,281.5	189.5	2.29	0.0	
宮城県	10,854.0	223.5	2.06	14.5	
秋田県	7,111.0	132.5	1.86	23.5	
山形県	7,175.5	166.5	2.32	0.0	
福島県	11,551.0	184.5	1.60	69.5	
茨城県	16,347.5	289.0	1.77	70.0	
栃木県	11,304.5	208.0	1.84	40.0	
群馬県	11,554.5	160.5	1.39	93.5	
埼玉県	25,859.0	400.0	1.55	168.0	
千葉県	22,827.0	386.0	1.69	116.0	
東京都	43,370.5	960.5	2.21	0.0	
神奈川県	22,679.0	376.5	1.66	121.5	
新潟県	11,819.5	263.5	2.23	0.0	
富山県	6,132.5	73.0	1.19	61.0	
石川県	6,331.0	81.0	1.28	58.0	
福井県	5,646.0	124.0	2.20	0.0	
山梨県	6,064.0	98.5	1.62	34.5	
長野県	13,517.0	250.0	1.85	47.0	
岐阜県	11,261.5	159.5	1.42	87.5	
静岡県	16,573.0	255.5	1.54	108.5	
愛知県	28,719.0	306.0	1.07	325.0	
三重県	10,828.0	214.5	1.98	23.5	
滋賀県	8,171.5	151.5	1.85	27.5	
京都府	8,664.0	183.5	2.12	6.5	
大阪府	29,101.0	640.5	2.20	0.0	
兵庫県	25,248.0	369.5	1.46	185.5	
奈良県	6,763.5	107.0	1.58	41.0	
和歌山県	6,253.0	121.0	1.94	16.0	
鳥取県	4,268.0	111.0	2.60	0.0	
島根県	5,758.0	131.5	2.28	0.0	
岡山県	10,351.0	230.0	2.22	0.0	
広島県	11,408.0	128.0	1.12	122.0	
山口県	8,195.0	181.0	2.21	0.0	
徳島県	5,003.5	104.0	2.08	6.0	
香川県	6,520.0	124.0	1.90	19.0	
愛媛県	8,839.5	123.0	1.39	71.0	
高知県	5,893.5	134.0	2.27	0.0	
福岡県	14,185.5	329.0	2.32	0.0	
佐賀県	6,384.5	142.0	2.22	0.0	
長崎県	9,452.5	134.0	1.42	73.0	
熊本県	8,144.0	145.0	1.78	34.0	
大分県	7,429.0	103.5	1.39	59.5	
宮崎県	6,667.0	169.0	2.53	0.0	
鹿児島県	11,562.0	264.0	2.28	0.0	
沖縄県	10,712.0	150.0	1.40	85.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(2) 平成29年6月1日時点 都道府県教育委員会の状況(法定雇用率2.2%)(再点検前)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	572,787.5	12,782.0	2.23	120.0	
北海道	30,183.0	637.0	2.11	27.0	
青森県	9,329.5	181.5	1.95	23.5	
岩手県	8,281.5	194.5	2.35	0.0	
宮城県	10,643.0	233.5	2.19	0.5	
秋田県	7,782.0	174.0	2.24	0.0	
山形県	7,175.5	165.5	2.31	0.0	
福島県	11,553.0	245.0	2.12	9.0	
茨城県	16,233.0	347.0	2.14	10.0	
栃木県	11,275.5	266.5	2.36	0.0	
群馬県	11,440.5	284.0	2.48	0.0	
埼玉県	25,859.0	571.0	2.21	0.0	
千葉県	22,650.5	503.5	2.22	0.0	
東京都	43,370.5	960.5	2.21	0.0	
神奈川県	22,679.0	518.0	2.28	0.0	
新潟県	11,819.5	265.5	2.25	0.0	
富山県	6,138.5	136.5	2.22	0.0	
石川県	6,268.0	137.0	2.19	0.0	
福井県	5,646.0	124.0	2.20	0.0	
山梨県	6,064.0	133.5	2.20	0.0	
長野県	11,821.5	243.5	2.06	16.5	
岐阜県	11,198.5	252.0	2.25	0.0	
静岡県	15,000.0	349.5	2.33	0.0	
愛知県	30,657.0	698.5	2.28	0.0	
三重県	10,828.0	260.5	2.41	0.0	
滋賀県	8,171.5	185.5	2.27	0.0	
京都府	8,664.0	183.5	2.12	6.5	
大阪府	29,101.0	640.5	2.20	0.0	
兵庫県	22,100.0	483.5	2.19	2.5	
奈良県	6,763.5	151.0	2.23	0.0	
和歌山県	6,253.0	122.0	1.95	15.0	
鳥取県	4,268.0	111.0	2.60	0.0	
島根県	5,758.0	136.0	2.36	0.0	
岡山県	10,351.0	239.0	2.31	0.0	
広島県	10,784.5	227.5	2.11	9.5	
山口県	8,195.0	181.0	2.21	0.0	
徳島県	5,003.5	117.0	2.34	0.0	
香川県	6,498.0	142.0	2.19	0.0	
愛媛県	8,531.5	197.0	2.31	0.0	
高知県	5,893.5	130.0	2.21	0.0	
福岡県	14,185.5	329.0	2.32	0.0	
佐賀県	6,384.5	142.0	2.22	0.0	
長崎県	8,596.0	189.0	2.20	0.0	
熊本県	8,027.5	176.5	2.20	0.0	
大分県	7,429.0	163.5	2.20	0.0	
宮崎県	6,667.0	170.0	2.55	0.0	
鹿児島県	11,485.5	262.0	2.28	0.0	
沖縄県	9,780.0	221.5	2.26	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 独立行政法人等における再点検に基づき報告された数値は以下のとおりです。

(1) 平成29年6月1日時点 独立行政法人等の状況(法定雇用率2.3%)(再点検後)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
独立行政法人等合計	355,263.0	8,626.0	2.43	158.0	
医薬基盤・健康・栄養研究所	333.5	6.0	1.80	1.0	
宇宙航空研究開発機構	1,939.0	44.0	2.27	0.0	
海上・港湾・航空技術研究所	458.5	9.0	1.96	1.0	
海洋研究開発機構	1,011.5	27.5	2.72	0.0	
科学技術振興機構	1,300.5	21.0	1.61	8.0	
建築研究所	131.5	4.0	3.04	0.0	
国際農林水産業研究センター	274.0	7.0	2.55	0.0	
国立環境研究所	715.5	20.0	2.80	0.0	
国立がん研究センター	2,192.5	53.0	2.42	0.0	
国立国際医療研究センター	1,917.0	38.0	1.98	6.0	
国立循環器病研究センター	1,185.0	29.0	2.45	0.0	
国立成育医療研究センター	1,070.5	26.5	2.48	0.0	
国立精神・神経医療研究センター	857.0	19.0	2.22	0.0	
国立長寿医療研究センター	575.0	15.0	2.61	0.0	
産業技術総合研究所	4,931.0	114.0	2.31	0.0	
情報通信研究機構	930.0	24.0	2.58	0.0	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	590.0	16.0	2.71	0.0	
森林研究・整備機構	1,222.0	33.5	2.74	0.0	
水産研究・教育機構	1,379.5	23.5	1.70	7.5	
土木研究所	576.0	18.0	3.13	0.0	
日本医療研究開発機構	459.0	13.0	2.83	0.0	
日本原子力研究開発機構	3,510.5	77.0	2.19	3.0	
農業・食品産業技術総合研究機構	4,819.5	114.0	2.37	0.0	
物質・材料研究機構	1,175.0	27.0	2.30	0.0	
防災科学技術研究所	313.0	8.5	2.72	0.0	
理化学研究所	4,095.0	94.0	2.30	0.0	
量子科学技術研究開発機構	1,322.5	26.5	2.00	3.5	
奄美群島振興開発基金					(注4)
医薬品医療機器総合機構	1,288.5	32.0	2.48	0.0	
海技教育機構	339.0	9.0	2.65	0.0	
家畜改良センター	871.5	26.0	2.98	0.0	
環境再生保全機構	165.0	5.0	3.03	0.0	
教職員支援機構	59.5	3.0	5.04	0.0	
勤労者退職金共済機構	339.5	9.0	2.65	0.0	
空港周辺整備機構					(注4)
経済産業研究所	75.0	4.0	5.33	0.0	
工業所有権情報・研修館	160.0	3.0	1.88	0.0	
航空大学校	114.5	2.0	1.75	0.0	
高齢・障害・求職者雇用支援機構	5,899.0	227.0	3.85	0.0	
国際観光振興機構	173.0	3.0	1.73	0.0	
国際協力機構	2,807.0	46.0	1.64	18.0	
国際交流基金	614.0	17.0	2.77	0.0	
国民生活センター	183.0	5.5	3.01	0.0	
国立印刷局	4,258.5	115.0	2.70	0.0	
国立科学博物館	226.5	6.0	2.65	0.0	
国立高等専門学校機構	5,007.0	133.0	2.66	0.0	
国立公文書館	160.0	3.5	2.19	0.0	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	311.0	9.0	2.89	0.0	
国立女性教育会館					(注4)
国立青少年教育振興機構	681.5	17.5	2.57	0.0	
国立特別支援教育総合研究所	87.5	1.0	1.14	1.0	
国立美術館	244.5	6.0	2.45	0.0	
国立病院機構	53,036.0	1,228.0	2.32	0.0	
国立文化財機構	676.0	19.0	2.81	0.0	
自動車技術総合機構	1,199.0	28.0	2.34	0.0	
自動車事故対策機構	445.0	12.5	2.81	0.0	

住宅金融支援機構	992.5	21.0	2.12	1.0	
酒類総合研究所	78.0	1.0	1.28	0.0	
情報処理推進機構	196.0	4.0	2.04	0.0	
製品評価技術基盤機構	505.0	11.0	2.18	0.0	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	581.0	14.0	2.41	0.0	
造幣局	909.5	25.0	2.75	0.0	
大学改革支援・学位授与機構	174.5	4.0	2.29	0.0	
大学入試センター	124.5	2.0	1.61	0.0	
地域医療機能推進機構	19,228.5	501.0	2.61	0.0	
中小企業基盤整備機構	955.0	24.5	2.57	0.0	
駐留軍等労働者労務管理機構	305.0	8.0	2.62	0.0	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,769.0	40.5	2.29	0.0	
統計センター	764.5	16.0	2.09	1.0	
都市再生機構	3,547.5	93.0	2.62	0.0	
日本学術振興会	210.0	4.0	1.90	0.0	
日本学生支援機構	687.5	15.0	2.18	0.0	
日本芸術文化振興会	344.5	7.0	2.03	0.0	
日本高速道路保有・債務返済機構					(注4)
日本スポーツ振興センター	755.0	17.0	2.25	0.0	
日本貿易振興機構	1,303.0	24.5	1.88	4.5	
農業者年金基金	83.0	1.0	1.20	0.0	
農畜産業振興機構	257.0	5.0	1.95	0.0	
農林漁業信用基金	108.0	2.0	1.85	0.0	
農林水産消費安全技術センター	642.0	15.5	2.41	0.0	
福祉医療機構	285.5	5.0	1.75	1.0	
北方領土問題対策協会					(注4)
水資源機構	1,544.0	36.5	2.36	0.0	
郵便貯金・簡易生命保険管理機構					(注4)
労働者健康安全機構	14,623.0	418.0	2.86	0.0	
労働政策研究・研修機構	124.0	6.0	4.84	0.0	
年金積立金管理運用	105.0	2.0	1.90	0.0	
北海道大学	5,039.0	104.0	2.06	11.0	
北海道教育大学	652.5	15.0	2.30	0.0	
室蘭工業大学	247.5	4.0	1.62	1.0	
小樽商科大学	159.5	3.0	1.88	0.0	
帯広畜産大学	244.5	6.0	2.45	0.0	
旭川医科大学	1,334.0	30.0	2.25	0.0	
北見工業大学	202.5	5.0	2.47	0.0	
弘前大学	1,826.0	39.5	2.16	1.5	
岩手大学	659.0	17.0	2.58	0.0	
東北大学	6,154.5	153.0	2.49	0.0	
宮城教育大学	251.0	9.0	3.59	0.0	
秋田大学	1,685.5	38.0	2.25	0.0	
山形大学	1,913.5	45.5	2.38	0.0	
福島大学	441.5	12.0	2.72	0.0	
茨城大学	699.5	15.5	2.22	0.5	
筑波大学	3,892.5	91.5	2.35	0.0	
筑波技術大学	149.5	28.0	18.73	0.0	
宇都宮大学	576.5	13.0	2.25	0.0	
群馬大学	2,189.0	40.0	1.83	10.0	
埼玉大学	621.5	14.0	2.25	0.0	
千葉大学	3,109.5	67.5	2.17	3.5	
東京大学	9,454.5	224.0	2.37	0.0	
東京医科歯科大学	2,222.0	51.0	2.30	0.0	
東京外国語大学	317.5	10.0	3.15	0.0	
東京学芸大学	776.0	18.0	2.32	0.0	
東京農工大学	607.5	14.0	2.30	0.0	
東京芸術大学	461.5	13.0	2.82	0.0	
東京工業大学	1,956.0	36.0	1.84	8.0	
東京海洋大学	366.0	6.0	1.64	2.0	
お茶の水女子大学	388.0	13.0	3.35	0.0	
電気通信大学	460.0	13.0	2.83	0.0	

一橋大学	578.0	14.0	2.42	0.0
横浜国立大学	888.0	25.0	2.82	0.0
新潟大学	2,864.5	58.0	2.02	7.0
長岡技術科学大学	327.0	8.0	2.45	0.0
上越教育大学	244.5	4.0	1.64	1.0
富山大学	2,032.5	45.0	2.21	1.0
金沢大学	2,651.5	64.0	2.41	0.0
福井大学	1,822.5	41.0	2.25	0.0
山梨大学	1,640.5	41.0	2.50	0.0
信州大学	2,438.0	65.0	2.67	0.0
岐阜大学	1,972.5	45.0	2.28	0.0
静岡大学	1,022.0	23.5	2.30	0.0
浜松医科大学	1,320.0	30.0	2.27	0.0
名古屋大学	4,860.5	113.0	2.32	0.0
愛知教育大学	472.0	11.0	2.33	0.0
名古屋工業大学	505.5	12.5	2.47	0.0
豊橋技術科学大学	345.0	8.0	2.32	0.0
三重大学	2,160.0	49.0	2.27	0.0
滋賀大学	333.0	8.0	2.40	0.0
滋賀医科大学	1,391.0	28.0	2.01	3.0
京都大学	6,763.5	148.5	2.20	6.5
京都教育大学	322.0	7.0	2.17	0.0
京都工芸繊維大学	414.5	11.0	2.65	0.0
大阪大学	6,078.5	145.0	2.39	0.0
大阪教育大学	570.5	17.0	2.98	0.0
兵庫教育大学	259.0	6.0	2.32	0.0
神戸大学	3,574.0	87.5	2.45	0.0
奈良教育大学	213.5	6.0	2.81	0.0
奈良女子大学	335.0	8.0	2.39	0.0
和歌山大学	413.5	14.0	3.39	0.0
鳥取大学	2,048.5	47.0	2.29	0.0
島根大学	1,916.0	45.0	2.35	0.0
岡山大学	3,390.0	75.0	2.21	2.0
広島大学	3,847.5	79.0	2.05	9.0
山口大学	2,378.0	50.0	2.10	4.0
徳島大学	2,361.5	56.0	2.37	0.0
鳴門教育大学	266.0	7.0	2.63	0.0
香川大学	1,925.5	47.0	2.44	0.0
愛媛大学	2,159.0	55.0	2.55	0.0
高知大学	1,787.5	40.0	2.24	1.0
福岡教育大学	343.5	11.0	3.20	0.0
九州大学	5,729.5	127.0	2.22	4.0
九州工業大学	553.5	17.0	3.07	0.0
佐賀大学	1,876.5	47.0	2.50	0.0
長崎大学	2,866.5	67.5	2.35	0.0
熊本大学	2,135.0	47.0	2.20	2.0
大分大学	1,716.5	24.0	1.40	15.0
宮崎大学	2,014.0	43.0	2.14	3.0
鹿児島大学	2,453.5	63.5	2.59	0.0
鹿屋体育大学	126.5	4.0	3.16	0.0
琉球大学	2,135.0	50.0	2.34	0.0
政策研究大学院大学	147.5	3.0	2.03	0.0
総合研究大学院大学	74.5	0.0	0.00	1.0
北陸先端科学技術大学院大学	281.0	7.0	2.49	0.0
奈良先端科学技術大学院大学	396.0	10.0	2.53	0.0
高エネルギー加速器研究機構	999.5	23.0	2.30	0.0
自然科学研究機構	1,088.5	25.0	2.30	0.0
情報・システム研究機構	752.0	18.0	2.39	0.0
人間文化研究機構	592.5	10.0	1.69	3.0
日本司法支援センター	1,166.0	24.5	2.10	1.5
日本私立学校振興・共済事業団	1,576.5	36.0	2.28	0.0
沖縄振興開発金融公庫	239.0	6.0	2.51	0.0

株式会社 国際協力銀行	588.0	14.0	2.38	0.0	
株式会社 日本政策金融公庫	7,954.5	196.5	2.47	0.0	
株式会社 日本貿易保険	151.5	3.0	1.98	0.0	
沖縄科学技術大学院大学学園	534.5	16.0	2.99	0.0	
日本年金機構	21,762.5	592.0	2.72	0.0	
全国健康保険協会	5,152.5	147.0	2.85	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。注 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 注 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとし、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 注 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注 4 備考欄中(注4)について、これらの法人においては、法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数が43.5人未満であり、法第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。
- 注 5 法人の掲載順は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2による。

(2) 平成29年6月1日時点 独立行政法人等の状況(法定雇用率2.3%)(再点検前)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
独立行政法人等合計	353,739.0	8,663.0	2.45	129.5	
医薬基盤・健康・栄養研究所	333.5	6.0	1.80	1.0	
宇宙航空研究開発機構	1,939.0	47.0	2.42	0.0	
海上・港湾・航空技術研究所	458.5	9.0	1.96	1.0	
海洋研究開発機構	1,011.5	27.5	2.72	0.0	
科学技術振興機構	1,172.5	16.0	1.36	10.0	
建築研究所	131.5	4.0	3.04	0.0	
国際農林水産業研究センター	274.0	7.0	2.55	0.0	
国立環境研究所	715.5	20.0	2.80	0.0	
国立がん研究センター	2,192.5	53.0	2.42	0.0	
国立国際医療研究センター	1,917.0	38.0	1.98	6.0	
国立循環器病研究センター	1,185.0	29.0	2.45	0.0	
国立成育医療研究センター	1,070.5	26.5	2.48	0.0	
国立精神・神経医療研究センター	860.0	22.0	2.56	0.0	
国立長寿医療研究センター	575.0	15.0	2.61	0.0	
産業技術総合研究所	4,931.0	116.0	2.35	0.0	
情報通信研究機構	930.0	24.0	2.58	0.0	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	590.0	16.0	2.71	0.0	
森林研究・整備機構	1,222.0	33.5	2.74	0.0	
水産研究・教育機構	1,379.5	23.5	1.70	7.5	
土木研究所	576.0	18.0	3.13	0.0	
日本医療研究開発機構	459.0	13.0	2.83	0.0	
日本原子力研究開発機構	3,513.0	80.0	2.28	0.0	
農業・食品産業技術総合研究機構	4,819.5	114.0	2.37	0.0	
物質・材料研究機構	1,175.0	27.0	2.30	0.0	
防災科学技術研究所	313.0	8.5	2.72	0.0	
理化学研究所	4,095.0	94.0	2.30	0.0	
量子科学技術研究開発機構	1,322.5	26.5	2.00	3.5	
奄美群島振興開発基金					(注4)
医薬品医療機器総合機構	1,288.5	32.0	2.48	0.0	
海技教育機構	347.5	9.0	2.59	0.0	
家畜改良センター	871.5	26.0	2.98	0.0	
環境再生保全機構	166.5	5.0	3.00	0.0	
教職員支援機構	59.5	3.0	5.04	0.0	
勤労者退職金共済機構	339.5	9.0	2.65	0.0	
空港周辺整備機構					(注4)
経済産業研究所	75.0	4.0	5.33	0.0	
工業所有権情報・研修館	160.0	3.0	1.88	0.0	
航空大学校	114.5	2.0	1.75	0.0	
高齢・障害・求職者雇用支援機構	5,899.0	227.0	3.85	0.0	
国際観光振興機構	173.0	3.0	1.73	0.0	
国際協力機構	1,882.0	43.0	2.28	0.0	
国際交流基金	614.0	17.0	2.77	0.0	
国民生活センター	183.0	5.5	3.01	0.0	
国立印刷局	4,258.5	115.0	2.70	0.0	
国立科学博物館	226.5	6.0	2.65	0.0	
国立高等専門学校機構	5,007.0	133.0	2.66	0.0	
国立公文書館	160.0	3.5	2.19	0.0	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	311.0	9.0	2.89	0.0	
国立女性教育会館					(注4)
国立青少年教育振興機構	681.5	17.5	2.57	0.0	
国立特別支援教育総合研究所	87.5	1.0	1.14	1.0	
国立美術館	244.5	6.0	2.45	0.0	
国立病院機構	53,036.0	1,236.0	2.33	0.0	
国立文化財機構	676.0	19.0	2.81	0.0	
自動車技術総合機構	1,199.0	28.0	2.34	0.0	
自動車事故対策機構	445.0	12.5	2.81	0.0	
住宅金融支援機構	992.5	21.0	2.12	1.0	

酒類総合研究所	78.0	1.0	1.28	0.0	
情報処理推進機構	196.0	4.0	2.04	0.0	
製品評価技術基盤機構	505.0	11.0	2.18	0.0	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	581.0	14.0	2.41	0.0	
造幣局	909.5	27.0	2.97	0.0	
大学改革支援・学位授与機構	174.5	4.0	2.29	0.0	
大学入試センター	124.5	2.0	1.61	0.0	
地域医療機能推進機構	19,221.5	502.0	2.61	0.0	
中小企業基盤整備機構	955.0	24.5	2.57	0.0	
駐留軍等労働者労務管理機構	305.0	8.0	2.62	0.0	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,769.0	40.5	2.29	0.0	
統計センター	764.5	16.0	2.09	1.0	
都市再生機構	3,547.5	93.0	2.62	0.0	
日本学術振興会	210.0	4.0	1.90	0.0	
日本学生支援機構	688.0	16.0	2.33	0.0	
日本芸術文化振興会	344.5	7.0	2.03	0.0	
日本高速道路保有・債務返済機構					(注4)
日本スポーツ振興センター	755.0	17.0	2.25	0.0	
日本貿易振興機構	1,303.0	24.5	1.88	4.5	
農業者年金基金	83.0	1.0	1.20	0.0	
農畜産業振興機構	257.0	5.0	1.95	0.0	
農林漁業信用基金	108.0	2.0	1.85	0.0	
農林水産消費安全技術センター	642.0	15.5	2.41	0.0	
福祉医療機構	285.5	5.0	1.75	1.0	
北方領土問題対策協会					(注4)
水資源機構	1,431.0	36.5	2.55	0.0	
郵便貯金・簡易生命保険管理機構					(注4)
労働者健康安全機構	14,623.0	418.0	2.86	0.0	
労働政策研究・研修機構	124.0	6.0	4.84	0.0	
年金積立金管理運用	105.0	2.0	1.90	0.0	
北海道大学	5,039.0	104.0	2.06	11.0	
北海道教育大学	652.5	15.0	2.30	0.0	
室蘭工業大学	247.5	4.0	1.62	1.0	
小樽商科大学	159.5	3.0	1.88	0.0	
帯広畜産大学	244.5	6.0	2.45	0.0	
旭川医科大学	1,334.0	30.0	2.25	0.0	
北見工業大学	202.5	5.0	2.47	0.0	
弘前大学	1,826.0	39.5	2.16	1.5	
岩手大学	659.0	17.0	2.58	0.0	
東北大学	6,075.5	155.0	2.55	0.0	
宮城教育大学	251.0	9.0	3.59	0.0	
秋田大学	1,648.5	38.0	2.31	0.0	
山形大学	1,913.5	45.5	2.38	0.0	
福島大学	441.5	12.0	2.72	0.0	
茨城大学	699.5	16.5	2.36	0.0	
筑波大学	3,892.5	93.5	2.40	0.0	
筑波技術大学	149.5	28.0	18.73	0.0	
宇都宮大学	576.5	13.0	2.25	0.0	
群馬大学	2,189.0	46.0	2.10	4.0	
埼玉大学	621.5	14.0	2.25	0.0	
千葉大学	3,056.0	67.5	2.21	2.5	
東京大学	9,454.5	224.0	2.37	0.0	
東京医科歯科大学	2,222.0	51.0	2.30	0.0	
東京外国語大学	317.5	10.0	3.15	0.0	
東京学芸大学	776.0	18.0	2.32	0.0	
東京農工大学	607.5	14.0	2.30	0.0	
東京芸術大学	461.5	13.0	2.82	0.0	
東京工業大学	1,956.0	42.5	2.17	1.5	
東京海洋大学	366.0	6.0	1.64	2.0	
お茶の水女子大学	388.0	13.0	3.35	0.0	
電気通信大学	460.0	13.0	2.83	0.0	
一橋大学	578.0	14.0	2.42	0.0	

横浜国立大学	888.0	25.0	2.82	0.0
新潟大学	2,864.5	60.0	2.09	5.0
長岡技術科学大学	327.0	8.0	2.45	0.0
上越教育大学	241.5	4.0	1.66	1.0
富山大学	2,032.5	45.0	2.21	1.0
金沢大学	2,588.0	65.0	2.51	0.0
福井大学	1,821.5	41.0	2.25	0.0
山梨大学	1,640.5	41.0	2.50	0.0
信州大学	2,438.0	69.0	2.83	0.0
岐阜大学	1,972.5	45.0	2.28	0.0
静岡大学	1,022.0	23.5	2.30	0.0
浜松医科大学	1,320.0	30.0	2.27	0.0
名古屋大学	4,860.5	113.0	2.32	0.0
愛知教育大学	472.0	11.0	2.33	0.0
名古屋工業大学	505.5	12.5	2.47	0.0
豊橋技術科学大学	345.0	8.0	2.32	0.0
三重大学	2,160.0	49.0	2.27	0.0
滋賀大学	333.0	8.0	2.40	0.0
滋賀医科大学	1,391.0	28.0	2.01	3.0
京都大学	6,763.5	148.5	2.20	6.5
京都教育大学	322.0	7.0	2.17	0.0
京都工芸繊維大学	414.5	11.0	2.65	0.0
大阪大学	6,078.5	144.0	2.37	0.0
大阪教育大学	570.5	17.0	2.98	0.0
兵庫教育大学	259.0	6.0	2.32	0.0
神戸大学	3,574.0	87.5	2.45	0.0
奈良教育大学	213.5	6.0	2.81	0.0
奈良女子大学	335.0	8.0	2.39	0.0
和歌山大学	413.5	14.0	3.39	0.0
鳥取大学	2,051.5	50.0	2.44	0.0
島根大学	1,916.0	45.0	2.35	0.0
岡山大学	3,390.0	75.0	2.21	2.0
広島大学	3,784.5	71.0	1.88	16.0
山口大学	2,378.0	50.0	2.10	4.0
徳島大学	2,361.5	56.0	2.37	0.0
鳴門教育大学	266.0	7.0	2.63	0.0
香川大学	1,925.5	47.0	2.44	0.0
愛媛大学	2,159.0	55.0	2.55	0.0
高知大学	1,787.5	43.0	2.41	0.0
福岡教育大学	343.5	11.0	3.20	0.0
九州大学	5,729.5	127.0	2.22	4.0
九州工業大学	553.5	17.0	3.07	0.0
佐賀大学	1,876.5	47.0	2.50	0.0
長崎大学	2,866.5	67.5	2.35	0.0
熊本大学	2,135.0	47.0	2.20	2.0
大分大学	1,716.5	24.0	1.40	15.0
宮崎大学	2,019.0	42.0	2.08	4.0
鹿児島大学	2,453.5	63.5	2.59	0.0
鹿屋体育大学	126.5	5.0	3.95	0.0
琉球大学	2,135.0	50.0	2.34	0.0
政策研究大学院大学	147.5	3.0	2.03	0.0
総合研究大学院大学	74.5	0.0	0.00	1.0
北陸先端科学技術大学院大学	201.0	7.0	3.48	0.0
奈良先端科学技術大学院大学	396.0	10.0	2.53	0.0
高エネルギー加速器研究機構	1,001.5	24.0	2.40	0.0
自然科学研究機構	1,088.5	25.0	2.30	0.0
情報・システム研究機構	752.0	18.0	2.39	0.0
人間文化研究機構	592.5	10.0	1.69	3.0
日本司法支援センター	1,169.0	25.0	2.14	1.0
日本私立学校振興・共済事業団	1,576.5	36.0	2.28	0.0
沖縄振興開発金融公庫	239.0	6.0	2.51	0.0
株式会社 国際協力銀行	588.0	14.0	2.38	0.0

株式会社 日本政策金融公庫	7,954.5	196.5	2.47	0.0	
株式会社 日本貿易保険	151.5	3.0	1.98	0.0	
沖縄科学技術大学院大学学園	534.5	16.0	2.99	0.0	
日本年金機構	21,762.5	591.0	2.72	0.0	
全国健康保険協会	5,152.5	147.0	2.85	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。注 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 注 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとし、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 注 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注 4 備考欄中(注4)について、これらの法人においては、法定雇用障害者数の基礎となる労働者数が43.5人未満であり、法第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。
- 注 5 法人の掲載順は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2による。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……

一般の民間企業 ……………	2. 2% [2. 0%]
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)	
特殊法人等 ……………	2. 5% [2. 3%]
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等	

- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)

- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

※ () 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※ [] 内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\begin{aligned}
 & \text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} \\
 & + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数} \\
 \text{障害者雇用率} & = \frac{\hspace{15em}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}
 \end{aligned}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

障害者雇用義務制度及び障害者である職員の任免状況に関する通報について

(制度の概要)

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）は、国や地方公共団体、独立行政法人等、民間企業に対して、従業員の法定雇用率以上の障害者の雇用に義務付けています。

※法定雇用率

- | | | |
|------------|------|------------------------------|
| 国、地方公共団体 | 2.5% | （平成30年4月から。平成29年6月1日時点は2.3%） |
| 都道府県等教育委員会 | 2.4% | （平成30年4月から。平成29年6月1日時点は2.2%） |
| 独立行政法人等 | 2.5% | （平成30年4月から。平成29年6月1日時点は2.3%） |
| 民間企業 | 2.2% | （平成30年4月から。平成29年6月1日時点は2.0%） |
- 地方公共団体の機関は、法第40条に基づき、毎年、障害者である職員の任免に関する状況を、厚生労働大臣（市町村にあっては都道府県労働局長）に通報しなければならないこととされており、同法施行令第8条に基づき、毎年6月1日現在の状況を通報することとされています。

また、独立行政法人等は、法第43条第7項に基づき、毎年、障害者である労働者の雇用に関する状況を、公共職業安定所長に報告しなければならないこととされており、同法施行規則第8条に基づき、毎年6月1日現在の状況を報告することとされています。

(制度の対象となる障害者の範囲)

- 障害者雇用義務制度の対象となる障害者は、法第37条第2項において、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る）とされています。
- 身体障害者については、法第2条第2号において、「身体障害がある者であつて別表に掲げる障害があるものをいう。」とされています。

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）（抄）

別表 障害の範囲（第二条、第四十八条関係）

一 次に掲げる視覚障害で永続するもの

- イ 両眼の視力（万国式視力表によつて測つたものをいい、屈折異状がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）がそれぞれ〇・一以下のもの
- ロ 一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のもの
- ハ 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの
- ニ 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの

二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で永続するもの

- イ 両耳の聴力レベルがそれぞれ七〇デシベル以上のもの
- ロ 一耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの
- ハ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの
- ニ 平衡機能の著しい障害

三 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害

- イ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失
- ロ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害で、永続するもの

四 次に掲げる肢体不自由

- イ 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で永続するもの
- ロ 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
- ハ 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
- ニ 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
- ホ 両下肢のすべての指を欠くもの
- ヘ イからホまでに掲げるもののほか、その程度がイからホまでに掲げる障害の程度以上であると認められる障害

五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害（注：政令第27条により、ぼうこう又は直腸の機能の障害、小腸の機能の障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害、肝臓の機能の障害が該当するものとされている）で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

- 身体障害者について、「別表に掲げる障害があるもの」であることの確認は、身体障害者手帳によることが原則となりますが、身体障害者手帳を所持しない者について、当分の間、身体障害者福祉法による指定医や産業医による診断書・意見書によることも差し支えない

ものとしています。

- 知的障害者については、法第2条第4号において、「知的障害がある者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。」とされています。法施行規則（昭和51年労働省令第38号。以下「施行規則」という。）第1条の2において、「法第2条第4号の厚生労働省令で定める知的障害がある者（以下「知的障害者」という。）は、児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は法第19条の障害者職業センター（次条において「知的障害者判定機関」という。）により知的障害があると判定された者とする。」とされています。
- 精神障害者については、法第37条第2項において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限るとされています。

（障害者の範囲の通知）

- これらの取扱いについては、障害者雇用義務制度の創設に伴って昭和51年10月1日付けで労働省職業安定局長から各都道府県知事あて発出した「改正身体障害者雇用促進法の施行について」に記載されています。

「改正身体障害者雇用促進法の施行について」

（昭和51年10月1日 労働省職業安定局長から各都道府県知事あて）＜抄＞

第2 身体障害者及び重度障害者の範囲

3 身体障害者であることの確認

身体障害者であることの確認は、原則として身体障害者手帳によって行うものとするが、身体障害者手帳を所持しない者については、次の(1)及び(2)による医師の診断書によって確認するものとする（別添の「参考身体障害者程度等級表判定基準」を参照のこと）。（略）

- (1) 身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師（以下「福祉法15条指定医」という。なお、身体障害者手帳の交付を受けようとするときは、この医師の診断書を添えて都道府県知事に申請しなければならないこととされている。）又は労働安全衛生法第13条に規定する産業医により法別表に掲げる身体障害を有するとの診断書（ただし、心臓、じん臓又は呼吸器の障害については、当分の間、福祉法第15条指定医によるものに限る。）を受けること。
- (2) (1)の診断書は、障害の種類及び程度並びに法別表に掲げる障害に該当する旨を記載したものとすること。

- また、平成17年に策定された「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」においては、障害者雇用義務制度及び障害者雇用納付金制度の対象となる障害者の範囲について、身体障害者、知的障害者及び精神障害者であつて、障害者手帳等によって確認することとされている旨を明記するとともに、「身体障害者については、当分の間、都道府県知事の定める医師若しくは産業医による障害者雇用促進法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（ただし、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害については、当分の間、指定医によるものに限る。）によって確認を行うことも認められています。」との注記をしています。

同ガイドラインは、同年11月4日に、厚生労働省職業安定局長から「国の機関 人事担当者責任者」（官房長等）あてに通知されています。

「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」（抄）

3. 制度の対象となる障害者の範囲

(1) 制度の対象となる障害者の範囲

① 障害者手帳等による確認

障害者雇用義務制度及び障害者雇用納付金制度の対象となる障害者の範囲は、身体障害者、知的障害者、及び精神障害者であつて、以下の障害者手帳等によって確認することとされています。

- 身体障害者については、身体障害者手帳
- 知的障害者については、(イ)都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳（自治体によっては別の名称を用いる場合があります。例えば東京都においては愛の手帳。）又は(ロ)児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる判定書
- 精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳（平成18年4月以降）

（略）

身体障害者については、当分の間、都道府県知事の定める医師若しくは産業医による障害者雇用促進法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（ただし、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害については、当分の間、指定医によるものに限る。）によって確認を行うことも認められています。

都道府県労働局HP一覧

各都道府県における地方公共団体及び地方独立行政法人等における障害者の雇用の状況の再点検結果は、下記のホームページで閲覧できます。

北海道労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_shoukai/hourei_seido/s_koyou.html
青森労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/news_topics/topics/_00081.html
岩手労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/
宮城労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/120/123/shougai.html
秋田労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/news_topics/houdou/_120555/_120807_00069.html
山形労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/yamagata-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/antei/taisaku2/saitenkenkeka.html
福島労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/houdou_00005.html
茨城労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/content/contents/taisaku_press_h3010_houkoku_syougai.pdf
栃木労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/content/contents/saitenkenkeka.pdf
群馬労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/news_topics/houdou.html
埼玉労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/news_topics/houdou/2018/201810-00.html
千葉労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/news_topics/houdou/2018_00001.html
東京労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/houdou/_122834/301022_syougai.html
神奈川労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/home/houdou.html
新潟労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-roudoukyoku/roudoukyoku/kongetsunougoki/kishahappyo.html
富山労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/news_topics/houdou.html
石川労働局	http://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/jirei_toukei/syougai.html
福井労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/fukui-roudoukyoku/news_topics/houdou/_120779/_120908_00021.html
山梨労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/news_topics/houdou/houdou301022.html
長野労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/content/contents/syougaisya-koyoujoukyou_h29-2.pdf
岐阜労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/gifu-roudoukyoku/news_topics/houdou/houdou_2017/syougaisya_00002.html
静岡労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/jirei_toukei/shokugyou_shoukai/toukei/syougaisyatoukei.html
愛知労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/news_topics/houdou/2018/_121619_00004.html
三重労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/news_topics/event/29041702/20180302001_00042.html
滋賀労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/_119441.html
京都労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/news_topics/houdou.html
大阪労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/redirect/osaka_saitenken.html
兵庫労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/home/sintyaku_itiran/news_topics/houdou/_121972/_122739_00008.html
奈良労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/nara-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/syougaisya.html
和歌山労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/wakayama-roudoukyoku/
鳥取労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/news_topics/_119962.html
島根労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/redirect/181192.html
岡山労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/handicapedkoyo/handicapedkoyo_law/s_koyou/_90778.html
広島労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/riyousha_mokuteki_menu/mokuteki_naiyou/syougaisyakoyouinfo.html
山口労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/news_topics/topics/_120355/saitenken.html
徳島労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/tokushima-roudoukyoku/newpage_00015.html
香川労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/news_topics/_119310.html
愛媛労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-roudoukyoku/news_topics/houdou/20170414-01/291207_001_00001.html
高知労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/kochi-roudoukyoku/redirect/0001814_00002.html
福岡労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/newpage_00051.html
佐賀労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/riyousha_mokuteki_menu/toukei_jouhou/_88885.html
長崎労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/nagasaki-roudoukyoku/news_topics/new-information/tenken-kekka-18102301.html
熊本労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukyoku/news_topics/houdou.html
大分労働局	http://jsite.mhlw.go.jp/oita-roudoukyoku/news_topics/houdou.html
宮崎労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/miyazaki-roudoukyoku/news_topics/houdou.html
鹿児島労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/news_topics/houdou/2018-1022-1.html
沖縄労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/news_topics/houdou.html